

**茨城県における二地域居住の促進に関する調査
報告書**

平成 18 年 3 月

茨 城 県

「茨城県における二地域居住の促進に関する調査」報告書

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 調査の目的 | 1 |
| 第Ⅰ章 二地域居住の意義 | |
| 1 二地域居住の意義 | 3 |
| (1) 二地域居住検討の背景 | 3 |
| (2) 二地域居住の意義 | 5 |
| 2 二地域居住の現状と将来見通し | 6 |
| (1) 二地域居住の現状 | 6 |
| ①全国の状況 | 6 |
| ②県内の状況 | 9 |
| (2) 二地域居住のメリット・デメリット | 12 |
| (3) 二地域居住の将来見通し | 15 |
| 第Ⅱ章 受入地域の状況 | |
| 1 市町村アンケート結果 | 17 |
| 2 住民ヒヤリングー大子町における現状 | 28 |
| (1) 受入推進者の意向 | 28 |
| (2) 移住・定住者の意向 | 30 |
| 第Ⅲ章 茨城型二地域居住を進めるためのロードマップ | |
| 1 茨城型二地域居住の基本方向 | 33 |
| 2 茨城の特性を活かした魅力・新しいライフスタイルの発信 | 34 |
| 3 茨城型二地域居住の推進方策 | 47 |
| (1) グリーンふるさと振興機構を中核とする茨城型二地域居住の推進 | 47 |
| (2) 二地域居住の推進方策 | 48 |
| (3) 多様な主体の参画と協働による推進体制の構築 | 51 |
| 【参考資料①】 | |
| (1) 空き家活用を促す「空き家情報バンク」の取組み | 53 |
| (2) 地域ぐるみによる空き家活用等の新たな試み | 57 |
| (3) 古民家再生の取組み | 59 |
| 【参考資料②】 二地域居住の経済効果試算の事例 | 60 |
| 【参考資料③】 有識者による二地域居住の見解 | 73 |

調査の目的

少子化高齢化の進展と人口減少社会の到来は、地域に様々な影響を与えるものと予想されている。

特に、県北西部の中山間地域においては、急激な人口減少が予想されており、地域活力の低下が危惧されている。

こうした中、農山村の維持と再生を図るための施策として、団塊の世代の定年退職者を中心とした都市住民による農山漁村等への中長期的、安定的・反復的滞在といった二地域居住が注目されている。

国においても、二地域居住の果たす役割や全国への普及可能性等について調査を行ったところである。

本調査においては、国における調査を踏まえ、二地域居住の受入れ側としての本県の可能性、その促進方策等の検討を行い、今後、本県において二地域居住を進めるためのロードマップとすることを目的とする。

第 I 章 二地域居住の意義

第 I 章 二地域居住の意義

1 二地域居住の意義

(1) 二地域居住検討の背景

2006 年、日本は人口減少を迎えることとなった。地域によっては存続を危ぶまれるところが出てくることが予想されており、これまで以上に地域の活性化策が重要な課題となっている。

一方、内閣府の世論調査(「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」平成 17 年 11 月)によると、都市と農山村の両方に居住拠点を持つ、いわゆる「二地域居住」を志向する人が 37.6%を占めることが明らかにされている。これらの「二地域居住」を志向する都市住民を取り込むことは、過疎に悩む農山村にとって地域活性化の切り札として重要な課題となっている。特に、2007 年度から始まる団塊世代の大量定年退職(約 700 万人)は、二地域居住実践者が大幅に増える機会として注目されている。

このような中、国土交通省は平成 16 年度国土施策創発調査『「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想』を実施し、人口減少と高齢化の進展する中で、農山漁村の活性化を促す有力な施策として「二地域居住」の果たす役割や可能性を検討した。この調査では「二地域居住」を次のように定義している。

都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中期的、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

*「長期」とは1~3ヶ月程度のある程度長い期間滞在すること。

「定期的・反復的」とは、例えば「毎月 3 日以上で年間を通すと1ヶ月以上の期間は滞在する場合」または「年間の滞在期間が1ヶ月に満たない場合であっても、継続年数が5年以上に及ぶ場合」

「当該地域社会と一定の関係」とは、住宅等(持ち家、借家等を問わない)に対する需要や医療等の生活関連サービスの消費需要、地域のコミュニティ活動や地域文化活動との係わり等が存在すること。

上記の関連から、単純な昼間人口(通勤者、通学者)は含まれない。

そして日本社会の成熟社会への移行、2007 年から始まる団塊の世代の大量リタイアなどに伴って、「二地域居住人口」は急速に増加すると予想されている。

二地域居住の範囲については、国土交通省では、次ページ表の黒枠部分としている。

「二地域居住人口」とは上述したとおりだが、「交流人口」とは、その地域に住み着く「定住人口」に対して、他地域からの観光等の一時的・短期滞在からなっており、「情報交流人口」とは、自市町村外に居住する人に対して、何らかの情報サービスを行う等「情報交流」を行っている「登録者人口」をさす。

(図表1)

| 「二地域居住」の対象範囲 | | | | |
|----------------------------|--|-----------------------------------|-------------------|-------------------------------|
| 大分類 | 中分類 | 目的・タイプ等 | 例 | |
| 情報交流 | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等による登録 ・震災疎開パッケージ等による契約 | | | |
| 交流 | ・観光(一時・短期滞在)、買い物・通院等 | | | |
| 二地域居住 (中長期滞在、定期的・反復的滞在) | 個人の嗜好に基づく活動 | 自然 | 自然とのふれあい | 森林浴、エコツーリズム、創作活動、環境保全活動 |
| | | 健康 | 各種健康増進 | 温泉・クアハウス、動物セラピー、タラソテラピー |
| | | 伝統文化 | 地域文化とのふれあい、各種体験活動 | 芸能講座、農林漁業体験、各種オーナー、山村留学 |
| | | スポーツ | 各種スポーツ | アウトドアスポーツ・モータースポーツ |
| | | 帰省 | 親・親戚の定期的訪問(介護は除く) | 話し相手等 |
| | 介護・療養 | 親族の介護 | | — |
| | | 転地療養・リハビリ療養等 | | アレルギー対策、特殊病院・施設への入院・通院、湯治 |
| | | 高齢者福祉施設利用 | | 公共・民間施設の利用 |
| | 教育・研修 | 学校の教育活動 | | 体験学習、環境教育 |
| | | 合宿・企業研修 | | 学校クラブ、大学・企業等セミナー、スポーツチーム |
| | 就労 | 期間を定めた就労 | | リゾート地のアルバイト、農作物の収穫、杜氏 |
| | | 都市住民が地方に仕事場としての拠点を所有し、主に就労の場として利用 | | 二次的住宅(その他:アトリエ、サテライトオフィス、商店等) |
| | 個人の嗜好に基づく活動 | 都市住民が地方に別荘を所有し、週末や休暇時に避暑・避寒等で利用 | | 別荘 |
| | | 都市住民が地方にも住宅を所有し、仕事以外で日常的に利用 | | 二次的住宅(その他:セカンドハウス) |
| | 地方住民が地方に別荘を所有し、週末や休暇時に避暑・避寒等で利用 | | | |
| | 地方住民が地方に複数の拠点を所有し、必要に応じて利用 | | | |
| 定住 | | | | |

(出典)国土交通省国土計画局『「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想』(平成17年3月)

(2) 二地域居住の意義

上記「『二地域居住』の意義とその戦略的支援策の構想」報告書(平成17年3月国土交通省国土交通局)では、二地域居住の意義を次の3点に整理している。

- ①「二地域居住」それ自体、都市住民が多様なライフスタイル等を実現するための重要な手段となることである。その際、当面のターゲットである「団塊の世代」等、今後の年金生活者等を経て、一般の都市生活者(サラリーマン等)のかなりの割合が「二地域居住」を行うことができるような社会が将来実現することである。
- ②農山漁村における「二地域居住人口」の増加が、その地域の消費重要や住宅需要等を増加させ、その地域の中に新しい雇用の機会や本業以外の付随所得(「ながら所得」)を生み出すことである。これにより、各種の支援策と併せて、その地域の「定住人口の増加」に繋がることが期待できる。同時に「二地域居住人口」となった都市住民のある程度の割合が、その地域の魅力等を実際に体験することによって、その地域の「定住人口」となることも期待できる。
- ③様々なケア等の生活面や震災等のセーフティ・ネット(安全網)としての役割である。特に、震災等の災害に対しては、緊急の避難先の選択肢の一つとして安全網を厚くする効果を持つだろう。

以上のように、「二地域居住人口」の増大は都市住民、受入地域である農山漁村それぞれにとって大きな意義があるが、特に農山漁村、とりわけ過疎化に悩む地域にとって地域再生のきっかけともなりうるものとして期待がかけられる。

2 二地域居住の現状と将来見通し

(1) 二地域居住の現状

① 全国の状況

地域活性化につながるきっかけとして注目される二地域居住は、既に全国各地で動き出している。次ページの図は、全国での「二地域居住」の取組動向を示したものである。

以下、全国の取り組み事例を示すと以下のとおりである。

「北海道由仁町」

町の基幹産業である農業とまちづくりの課題を同時に解消するため、交流拠点である「ゆにガーデン」を中心として、ハーブの持つ多様性に着目した地域の活性化を図っている。都市からの定住促進に取り組むために建設された『優良田園住宅地』では、新旧住民のコミュニティー形成を重視して、コーポラティブ方式を採用し、協働の仕組みを組み込むなど、地域おこしと定住促進を組み合わせている。

「兵庫県多可町(旧八千代町)」

八千代町は、典型的な中山間地域だが、ここには国土交通省が選定した「観光カリスマ」を中心に、都市住民向けの滞在型市民農園を企画、きめ細かな交流プログラムを実施している。また、神戸市の商店街組合との交流や大阪市へのアンテナショップの出店など町から都市部への交流も積極的に展開し、空き家情報の提供などにより、都市住民と地域住民の交流を促進し、定住者も増加している。

「宮崎県西米良村」

基本コンセプトを「九州中央山地一ツ瀬川源流・生涯元気村【カリコボーズの休暇村・米良の庄】」と設定し、村民が健康で長生きし、生涯現役むらづくりを目指し、これを具体的に推進する戦略プロジェクトとして「8つの庄づくり」(町づくり、健康づくり、湖遊び、語り部、花づくり、川遊び、匠、交流滞在)を行っている。また全国的に有名な「西米良型ワーキングホリディ制度」と結びつける事により、更なる相乗効果で交流が促進されている。

「新潟県柏崎市(旧高柳町)」

「じょんのび」(「ゆったり、のんびりの意」)をキーワードに、かやぶきの里など受入体制の整備も行いながら交流観光によるまちづくりを実現するため、地域の連携を重視した地域ぐるみの取り組みを行政と一体となって取り組み、交流人口が大幅に増加し、人材、自然、文化にわたる地域資源を活用する取り組みにより地域が活性化している。

都道府県でも二地域居住に積極的な市町村を支援する動きが出てきている。

「青森県」

青森県では通年農業観光への誘客を図るため、積極的に事業を展開している。平成16年10月には、首都圏の中高年層と地元のコミュニケーションを楽しんでもらうモデル事業として、バーチャルビレッジ達者村(南部町)を開村し活動している。平成17年度からは東京の大手派遣会社と連携し、「農業インターンプロジェクト」研修を受け入れるなど、農業を中心とした交流事業を展開し、定住化の促進を促している。

「広島県」

広島県では、これまで農業系定住を中心として情報提供していたが、「田舎暮らし応援団」を設置し、県内各地の長・短期型滞在、交流に至るまでの幅広い交流・滞在を促進している。県内市町村からのイベント情報、交流施設情報、体験情報をはじめ、宅地・建物情報、就職情報、市町村定住支援制度情報を扱い、様々な交流ニーズに対応している。

「山梨県」

山梨県では農山漁村での暮らしを望む首都圏の住民と県内市町村をつなぐ相談窓口を都内アンテナショップ内に開設し、受け入れにつながる市町村や団体の取り組みを紹介し、首都圏に近い立地条件を活かして、団塊の世代の呼び込みを図っている。

「北海道」

北海道がパートナー市町村とともに取り組んでいる「北の大地へ移住促進事業」はさらに一歩踏み込んでいる。2007年をターゲットに「マーケティング(首都圏等への1万人アンケート調査)→実証実験(1カ月の長期滞在)→都市部へのプロモーション→受入体制の整備」を民間顔負けの手順で段階的に進めている。この事業を貫くキーワードは「移住ビジネス」である。いつまでも公共の施策として位置づけるのではなく、「移住ビジネス」という新しい民間ビジネスモデルを構築、実践することで持続可能性を担保しようとしている。

以上の由仁町、多可町(旧八千代町)、西米良村、柏崎市(旧高柳町)では、自治体の活動が軌道に乗っている背景として、交流—二地域居住—一定住という流れを段階的に結びつける施策を展開し、地域の受入体制がしっかりしていることがある。

地道に交流事業を実施し、地元住民の理解と協力を得て、受入体制の素地を築いていき、一步一步事業を展開していることに成功している要因があると考えられる。

(図表3)



(出典)国土交通省国土計画局「『二地域居住』の意義とその戦略的支援策の構想」(平成17年3月)

②県内の状況

○北茨城市の取組み

北茨城市は、様々な観光資源や山間部と海が非常に近いという特色を活かし、農業、漁業、観光が連携した、グリーン・ブルーツーリズムを推進するため、平成 17 年度に北茨城市田舎ぐらし体験交流協議会を設立した。市民、農家、漁業関係者、ボランティアの主体的な協力による都市と農村の交流イベントや北茨城の体験ツアーを実施するなど田舎ぐらしを積極的に推進している。

【グリーン・ツーリズム】

- ・ マウントあかねにおいて、農山村地域の様々なグループが中心となって、新緑の季節と紅葉の季節に農産物の提供や体験の場の設置などによる都市と農村の交流イベントを開催
- ・ グリーン・ツーリズム研究大会inいばらきを開催し、地元農家や漁業関係者、ボランティアグループの協力のもと、郷土料理の提供や体験事業など、1泊2日の北茨城体験ツアーを実施

【ブルーツーリズム】

漁業協同組合が、漁網を使った漁業体験や漁船乗船体験を実施するとともに、市がブルーツーリズムの拠点となる漁業歴史資料館や体験実習施設を大津地区に建設中

【どぶろく特区等】

平成 16 年には国の構造改革特区を活用し、いわゆる「どぶろく特区」の認定を受け、農家民宿や農家レストランで自家製どぶろくを提供するとともに、マウントあかねにおいて「どぶろく祭り」や「どぶろくとあんこう鍋祭」を開催。



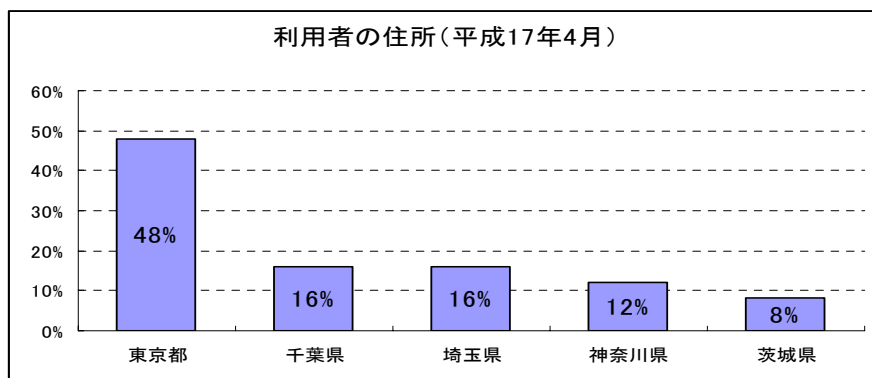
○ 笠間クラインガルテンの取組み

笠間市は、都市と農村の交流を通じた農業振興と地域の活性化を図るため、本戸地区の丘陵地約4haに、クラインガルテン(宿泊施設(ラウベ))に滞在して菜園活動を楽しむ本格的な滞在型市民農園)を関東で初めて平成13年4月にオープンした。

都市生活者が週末や休暇を利用して農作業を楽しむとともに、笠間市の持つ歴史・芸術・文化と融合した笠間型のライフスタイルを満喫できる施設として、首都圏からの利用者に好評を博し、地域の活性化に貢献している。

利用者の中には、クラインガルテンを離れ、笠間市に定住する人も出てきている。

※クラインガルテン:「小さい庭」という意味のドイツ語。庭を持つことのできない都会暮らしの人が気分転換に庭造りや野菜づくりを行うため、しばらく滞在できる作業小屋を付属した農園として作られたもので、ドイツを始めとしたヨーロッパ諸国では、古くから都市計画の中に位置づけられた緑地空間となっている。



○宿泊施設付市民農園(50区画)

- ・施設規模:約300㎡(50区画)に約30㎡のラウベ(簡易宿泊施設)と各100㎡の菜園・芝生
- ・ラウベ:キッチン、風呂、トイレ、ロフト
- ・利用料金:1区画年間40万円
- ・利用期間:1年単位の契約で最長5年間
- ・サービス内容:指導員による栽培講習と巡回指導、農機具の貸出し、堆肥の使用等

○クラブハウス(地域農業活性化施設)

地域住民と都市住民の交流や体験学習等を行う中核施設。クラインガルテンを単なる菜園でなく、コミュニティ形成の場として市民生活向上のため重要な役割を担っている。

- ・管理事務所:施設案内、情報提供
- ・多目的ホール:講演会、会議 80人収容
- ・調理室:ジャム・ピザづくり等の体験活動を実施
- ・読書コーナー

○農産物直売所

地元の朝取り野菜をはじめ、笠間産を主体とした新鮮な農産物を販売。生産者の写真を店内に掲示し、「顔の見える販売」により、安心、安全、安価をめざす。

○日帰り市民農園

笠間近郊の住民を対象にした日帰り型の市民農園。野菜づくりに必要な水道、共同で使う休憩施設(あづまや)を完備。指導員による栽培指導の実施。

- ・施設規模:30㎡、50区画
- ・利用料金:1区画年間1万円
- ・サービス内容:指導員による栽培講習と巡回指導、農機具の貸出し、堆肥の使用等

○地域食材供給施設(そば処)

笠間産の常陸秋そばによる手打ちの8割そばを提供。笠間焼の器を使用。
天ぷらの材料は旬の野菜と山菜のみ使用。

(2) 二地域居住のメリット・デメリット

二地域居住を推進するに当たっては、受け入れる農山村側でもそのメリット・デメリットを十分検討しておく必要がある。

二地域居住のメリットとしては、まず地域の消費増加、雇用の増加、住宅需要の増加など、経済的な効果が考えられる。日常生活品の購入はもちろん、健康、医療など様々な商品やサービスを消費する。これをもとに新しい商品やサービスの開発につながり新たな産業の創出につながっていくことになる。また、滞在施設として根幹をなすであろう空き家や耕作放棄地等の有効活用(売却利益、賃貸料の発生)につながっていく可能性がある。そして関連事業として、住居の新築やリフォーム需要の発生など経済的なメリットが考えられる。

また、都市生活者の往来が活発化することにより、新しいサービスが展開され、このことは生活インフラの整備・拡充につながっていき、もともとそこで生活する住民にとって満足度が向上することが期待できる。

そして、崩壊しつつあるコミュニティー活動の担い手不足の解消や地域の活力維持・コミュニティー再構築の担い手としての効果、地域文化の継承が期待でき、短期滞在の交流と比較すると、将来の定住の可能性も高く、二地域居住実践者による地域外での地域情報等の宣伝・広告効果や地元商品、特に農産物関係の販売効果が大きくなり、地域にとって多くのメリットが見込める。

一方、デメリットとしては、お互いの理解不足により地域の人々との摩擦が発生する可能性があること、福祉対策費等、将来の財政負担となる可能性があることなどがあげられる。

これらのメリット・デメリットを十分勘案し、あらかじめメリットを増やしデメリットを少なくするような対策を取っておくことが求められる。

(図表4)

二地域居住のメリット・デメリット

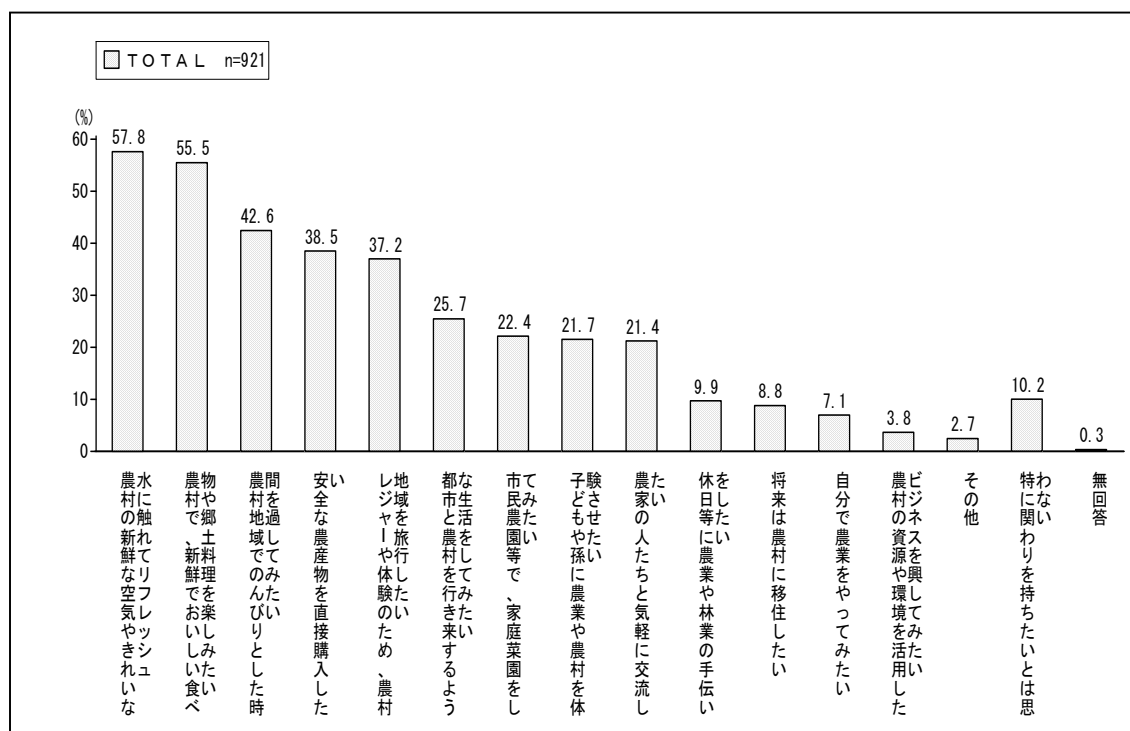
| メリット | デメリット |
|--|---|
| <p>【経済的なメリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域消費の増加(滞在時の消費と都市生活用の製品の購入)・地域雇用増加の可能性・空き家、耕作放棄地等の有効活用(売却利益、賃貸料の発生)・住居の新築、リフォーム需要の発生・農産物等の新たな販路の可能性 <p>【社会的なメリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・生活インフラの改善・滞在人口増加がもたらす活気・地域文化の継承・将来の定住の可能性 | <ul style="list-style-type: none">・地元の慣習など、理解不足による地域住民との摩擦・元々住んでいる地域住民との費用負担(税金、住民サービスコスト等)・空き家等のトラブル |

過疎化に悩む多くの農山漁村では、既に地域再生の手段として定住促進の施策を行ってきた。その結果、一定の移住・定住が実現しているが、思ったほどの実績となっていないのが現状である。受入側の体制が整わないのも大きな理由であろうが、移住志向を持つ都市住民にとって、一挙に農山漁村地区に移住するのは、心理的な面も含めて様々な障害があるということであろう。その点、「二地域居住」は移住・定住の予行演習として、農山漁村での生活をあらかじめ体験する機会となる。

財団法人都市農山漁村交流活性化機構が平成17年に実施した「都市住民のグリーン・ツーリズムに関するニーズ調査」(調査対象:首都圏30km圏内の40才以上70才未満の男女個人)では、二地域居住(デュアルライフ)への意向とともに、その前後に位置するものとして「農村地域への旅行」や「移住」に対する意向をたずねている。その結果を示すと次の図のとおりである。

都市住民の多くが農村地域に関心を持ち、農村を体験したいと考えていること、しかし、農村への移住希望はまだ少ないことなどが示されている。二地域居住はそれ自体で地域の雇用や産業を創出する効果を発揮すると同時に、体験－交流－二地域居住－移住という流れを作ることによって、多くの過疎地域が期待する定住化を促進するものとして位置づけることができる。

(図表5)

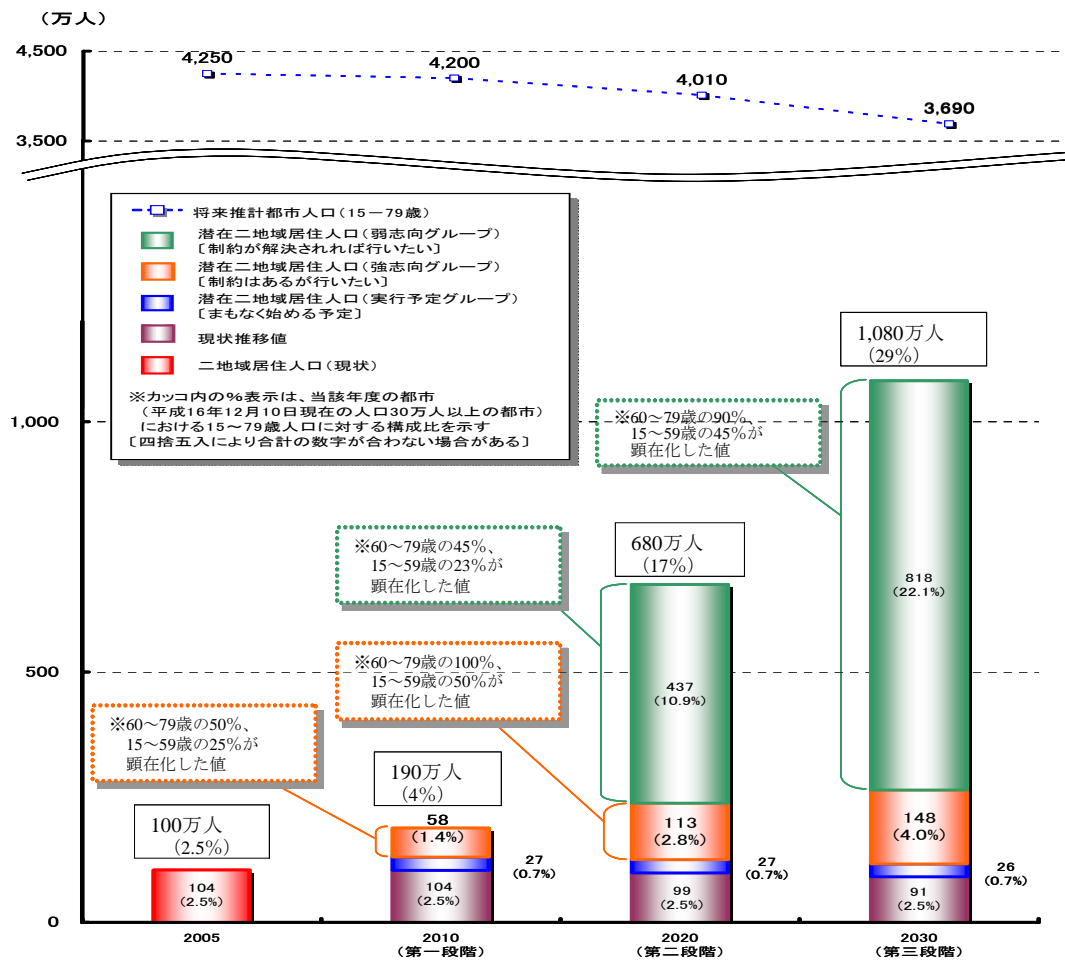


(出典) (財)都市農山漁村交流活性化機構「都市住民のグリーン・ツーリズムに関するニーズ調査」平成17年3月

(3) 二地域居住の将来見通し

国土交通省の同報告書では「二地域居住人口」の現状推計及び「潜在二地域居住人口」の算出を行っているが、その結果を示すと次の図のとおりである。今後の高齢化の進行と各種施策の効果により現状の約100万人が2010年頃には190万人、2020年頃には680万人、2030年頃には1,080万人に増えると予想している。

(図表6)



【二地域居住人口の現状と将来イメージ】

(出典) 国土交通省国土計画局『二地域居住』の意義とその戦略的支援策の構想(平成17年3月)

第Ⅱ章 受入地域の状況

第Ⅱ章 受入地域の状況

1 市町村アンケート結果

「茨城県における二地域居住の促進に関するアンケート調査」

①調査の概要

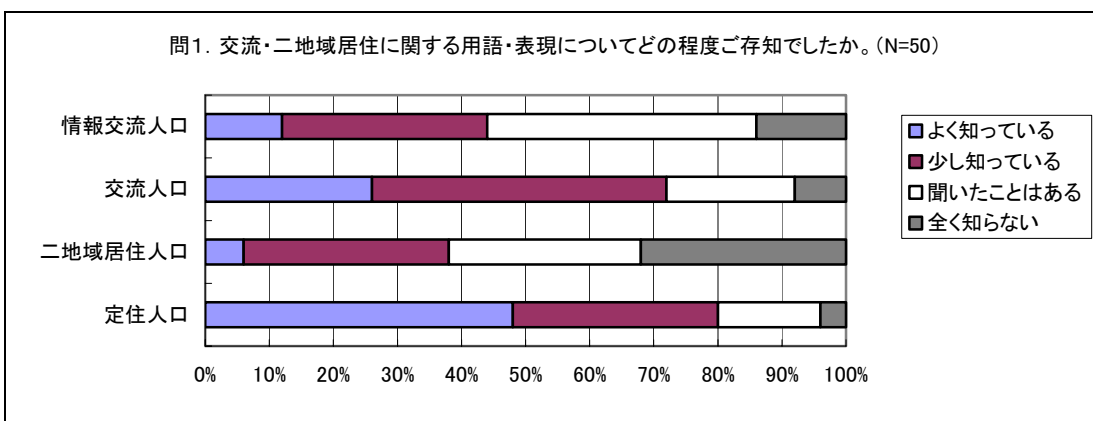
- 調査の目的: 県内市町村の「二地域居住」に関する取組の状況、今後の取組意向、都市住民受入に当たっての資源の保有状況等を明らかにする。
- 調査対象: 茨城県内全市町村企画担当課
- 回収数 : 50
- 実施時期: 平成 17 年 12 月

②調査結果の概要

- ・「二地域居住」という用語を知っている市町村は4割、施策として推進している市町村は1割(5市町村)で、市町村への浸透はこれからである。
- ・「二地域居住」に期待するメリットとしては「交流人口が増えることで、地域が活性化する」が最も多く、問題点としては「新旧住民のトラブル」「増加する福祉・医療サービス」などがあげられている。
- ・今後の「二地域居住」に対する取組では、「取り組む意向を持つ」市町村が4分の1で「何とも言えない」が6割を占めている。

(1) 受入市町村の意向

①交流・二地域居住に関する用語・表現の認知状況

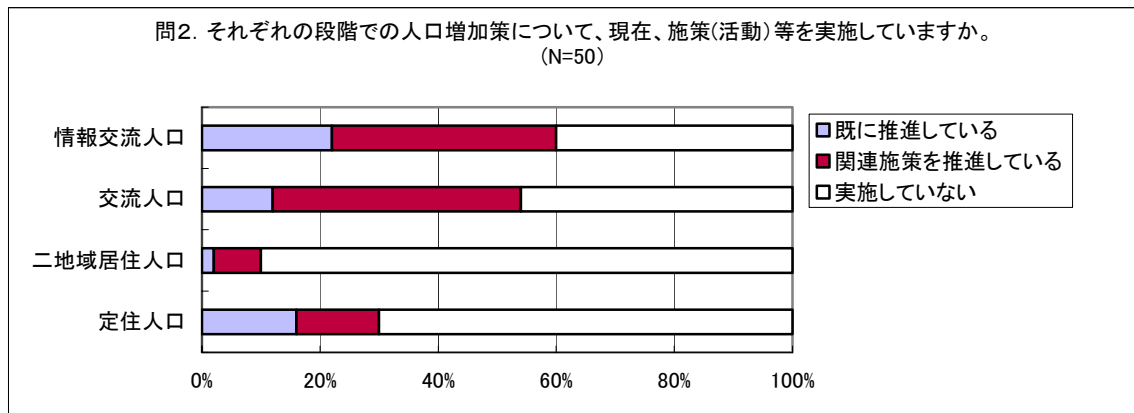


もっとも多く知られているのは「定住人口」で、「少し知っている」まで含めれば8割を占める。また、「交流人口」についても7割を占めており、この二つの用語は行政現場で定着しているとみられる。

これに対し「二地域居住人口」については、「よく知っている」が6%、「少し知っている」まで

含めても4割弱にとどまっており、「二地域居住人口」の用語はまだ普及していないといえる。

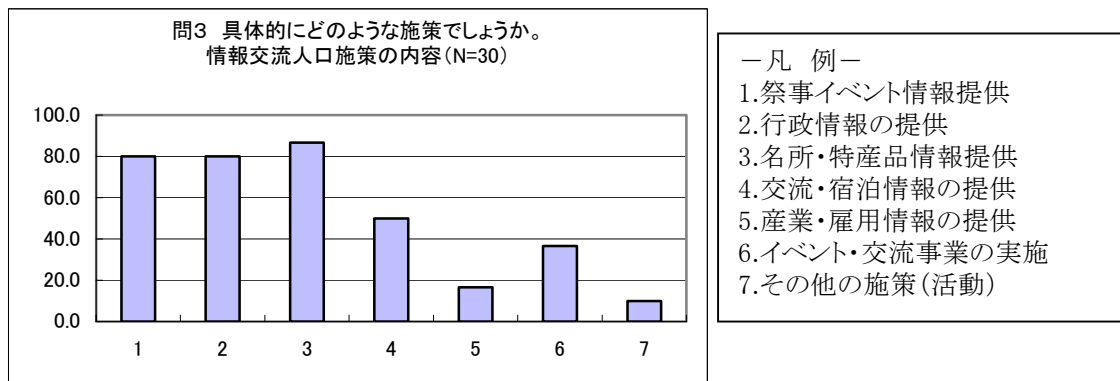
②人口増加施策の実施状況



「情報交流人口」「交流人口」は、関連施策を含めれば半数以上の市町村が推進している。これに対し「定住人口」は関連施策を含めても3割、「二地域居住人口」は1割程度にとどまっている。

③人口増加施策の内容

○情報交流人口推進施策

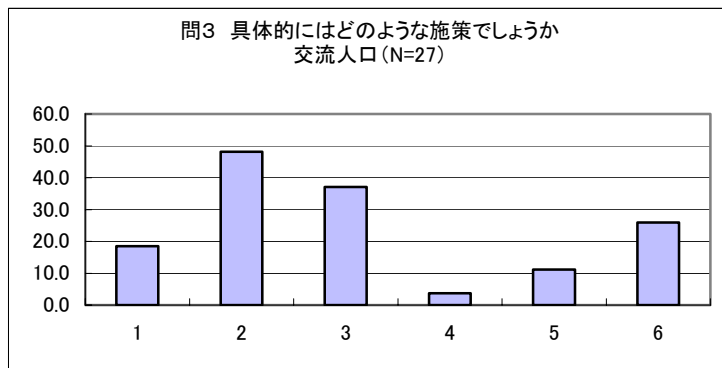


市町村のホームページでの一般的な提供情報である「名所・特産品情報」「祭事イベント情報」「行政情報」は8割程度の市町村で提供されている。これに対し、交流に直接関係する「交流・宿泊情報」は5割、「イベント・交流事業の実施」は4割弱にとどまっている。

(その他の施策の記入内容)

- ・市のホームページで情報公開

○交流人口推進施策



－凡 例－

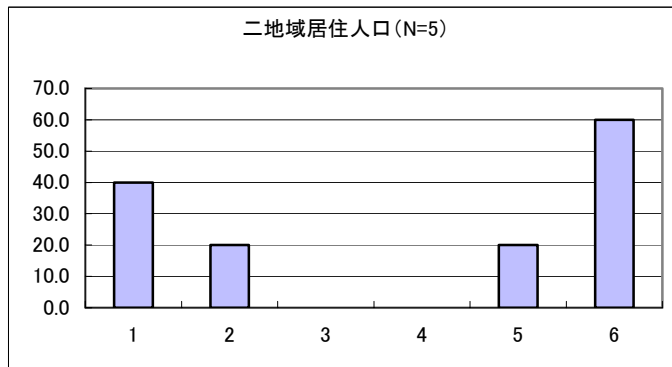
- 1.オーナー制度
- 2.農業体験・農業研修生の受け入れ
- 3.グリーンツーリズム
- 4.ブルーツーリズム
- 5.廃校・遊休施設等活用
- 6.その他の施策(活動)

もっとも多いのは「農業体験・農業研修生の受入」で5割弱の市町村で実施されている。「グリーン・ツーリズム」は4割弱でこれに次いで多いが、「ブルーツーリズム」を実施している市町村はわずかである。

(その他の施策の記入内容)

- ・アートプロジェクト等
- ・市民農園の提供
- ・イベント:下館祇園まつり他。施設:しもだて美術館他。その他:SL列車の運行。
- ・貸農園
- ・「大洗海の大学」、体験活動交流センター(サイクリングターミナル)

○二地域居住人口推進施策



－凡 例－

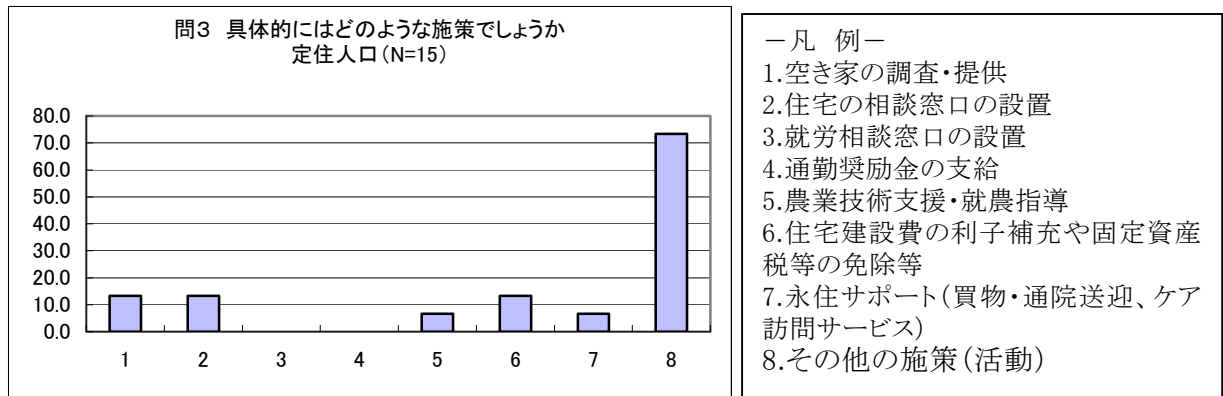
- 1.空き家の調査・提供
- 2.就労相談窓口の設置
- 3.農業技術や就農の指導
- 4.農家民宿等の起業支援
- 5.遊休農地の活用
- 6.その他の施策(活動)

二地域居住人口を推進しているところは5市町村にとどまっている。施策として進められているのは「空き家の調査・提供」が2市町村、「就労相談窓口の設置」「遊休農地の活用」がそれぞれ1市町村となっている。

(その他の施策の記入内容)

- ・笠間クラインガルテン(滞在型市民農園)
- ・水産加工技術の指導
- ・クラインガルテンの運営

○定住人口推進施策



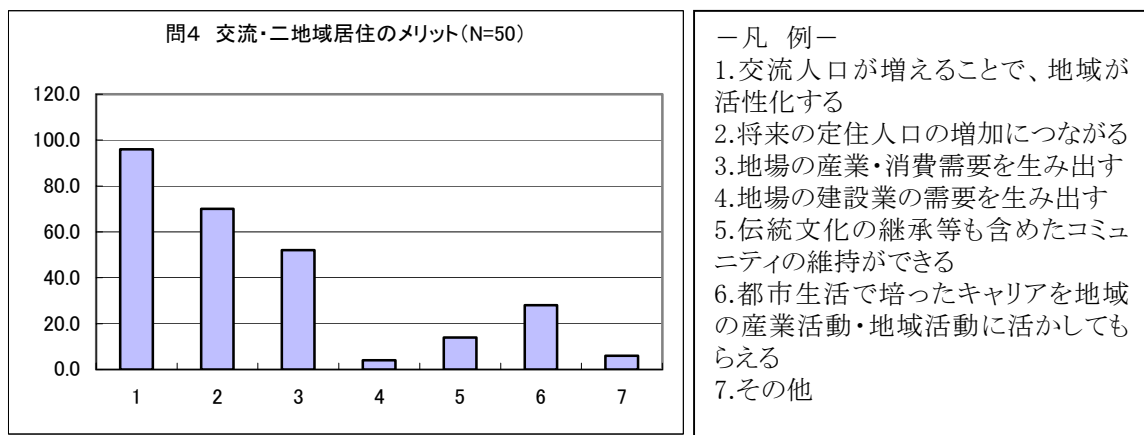
「定住人口」を進めている市町村は 15 市町村である。具体的な施策としては「空き家の調査・提供」「住宅の相談窓口の設置」「住宅建設費の利子補給や固定資産税等の免除等」がそれぞれ2市町村、「農業技術支援」「永住サポート」が各1市町村となっている。

「その他の施策」としては「観光行政の推進」「動物園活性化」「市民農園、貸農園」「各種イベント」などがあげられている。

(その他の施策の記入内容)

- ・農林地基盤の整備
- ・住宅団地整備
- ・住宅団地及び公営住宅等の建設
- ・土地区画整理事業。企業立地促進による雇用の場の確保。市街地再開発事業。優良建築物等整備事業。
- ・医療費給付(小学校卒業まで無料)
- ・住宅地分譲販売
- ・土地区画整理事業(2)

④交流・二地域居住のメリット



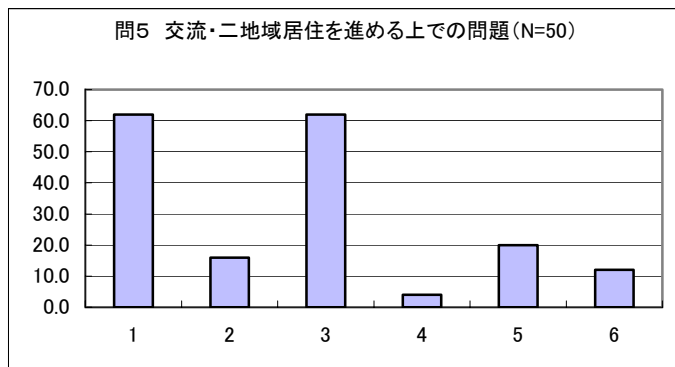
「交流・二地域居住」のメリットとして9割以上の市町村が「交流人口が増えることで地域が活性化する」と回答している。この他「将来の定住人口の増加につながる」が7割、「地場の産

業・消費需要を生み出す」が5割となっている。

(その他の記入内容)

- ・農業従事希望者が多いと推測され、遊休地等の有効活用が図られる。

⑤交流・二地域居住を進める上での問題点



－凡 例－

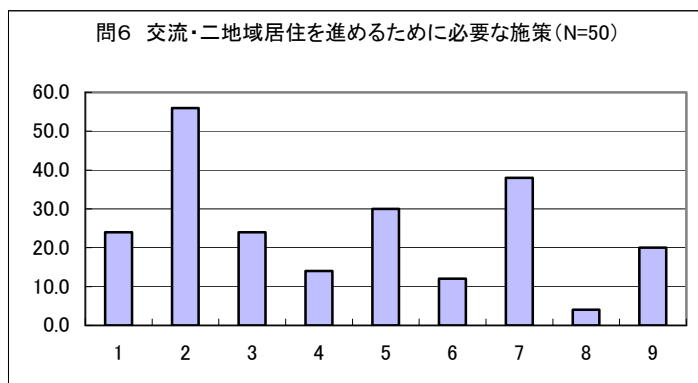
- 1.新旧住民の意識の差からトラブルが生じる
- 2.増加するゴミの処理問題が生じる
- 3.近い将来増加する福祉・医療サービス需要への対応が問題になる
- 4.地域内消費が進まない
- 5.地域で住居を得たが、都市部へ帰ってしまった場合の諸問題
- 6.その他

交流・二地域居住を進める上で市町村が感じる問題は「新旧住民の意識の差からトラブルが生じる」「近い将来増加する福祉・医療サービス需要への対応」の二つに集中している。それぞれ6割以上の市町村から問題として回答されている。

(その他の記入内容)

- ・市内公共交通体系の整備が必要。
- ・二地域居住者の費用負担(住民税、ゴミ処理の有料化等)。災害時の生活支援。
- ・短期、中期的な滞在が可能な宿泊施設の整備が必要。

⑥交流・二地域居住をスムーズに進めるために必要な施策



－凡 例－

- 1.受け入れ地で決まりを先にしておく
- 2.総合的な相談窓口を設置する
- 3.新旧住民の交流会を開催する
- 4.お祭り等の地域の行事に参加してもらう
- 5.生活に必要な公共的費用を負担してもらう仕組みを検討する
- 6.活動の場所も考えておき、地元が求めるような人材に来てもらう
- 7.交通、情報ツールの充実を図る
- 8.その他自由
- 9.交流・二地域居住を推進するため、国や県に求める施策

もっとも多いのは「総合的な相談窓口」で、5割以上を占めている。この他では、「交通、情報ツールの充実を図る」が4割近くを占めるが、全体に回答は分散している。まだ決め手となる施策が定まっていないように思われる。

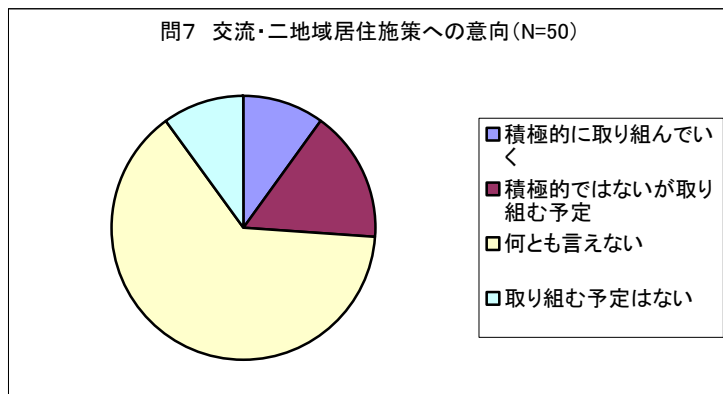
(その他自由回答記入内容)

- ・新旧住民の意識差。
- ・公共的費用の負担の大半を旧住民に委ねるのは、受益バランス上問題。
- ・専門的な相談、案内、指導機関の設置(NPO 団体等による)

(国や県に求める施策自由回答記入内容)

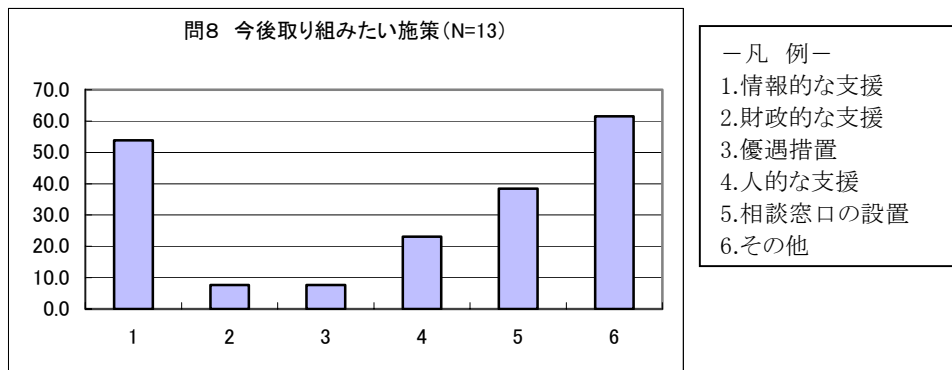
- ・地域に密着した施策は市町村が実施するため、国や県には積極的な PR 活動を要望。
- ・新たに滞在、居住を求める側のニーズと、受入れる側のキャパシティのバランス(需給バランス)及びマーケット(市場)を事前に充分検討し、整理。
- ・滞在、居住を求める側は、例えばレジャー型とか自然環境型とかいった、明確な指向をもっているため、そのニーズに対応し得るものが必要で、地域の特性や独自性を活かした方策が必要。
- ・各地域の情報を一元化するシステムの構築
- ・財源の確保
- ・交流して地域居住に係るインフラ整備の助成
- ・多様なライフスタイルを実現するために新たな休暇制度、就業制度の普及
- ・税法上の緩和(所得税等の控除措置、資産課税の軽減)、費用負担ルールの見直しによる優遇措置の確立を図る。
- ・県の首都圏であるという特色を生かしたPRや情報提供を含むソフト施策の支援・連携。
- ・二地域居住という観点から、現在の行政サービスでは住民登録地(住民票のある自治体)で受けられるものが多くあるが、それらの整合性をどうとっていくか。
- ・交流、二地域居住に関する気運の醸成。
- ・定住促進のための、医療、福祉などの生活や教育環境の充実(インフラ整備)。

⑦交流・二地域居住の今後の進め方



「積極的に取り組む」が1割、「積極的ではないが取り組む」が1割強となっており、取り組む考えの市町村が全体の4分の1を占めている。一方、6割は「何とも言えない」と回答しており、まだ検討が進んでいない状況が見て取れる。

⑧今後取り組みたい施策(問7で(1)(2)と答えた方)



今後取り組みたい施策としてもっとも多いのは「情報的な支援」で半数を超えている。「相談窓口の設置」がこれに次いでいる。「財政的な支援」や「優遇措置」を考えている市町村はわずかである。

(情報的な支援の記入内容)

- ・市東京事務所による積極的に情報発信。
- ・コミュニティ単位の地域ポータルサイト(行事、防災安全情報、掲示板)の構築
- ・インターネットの活用。

(人的な支援)

- ・農業技術や就農の指導
- ・各種サークル等の普及支援。

(相談窓口の設置)

- ・相談窓口(就労、情報収集など)の設置
- ・新規就労支援事業の実施
- ・住宅に関する総合支援体制の検討(民間と連携した情報提供、相談窓口の設置など)

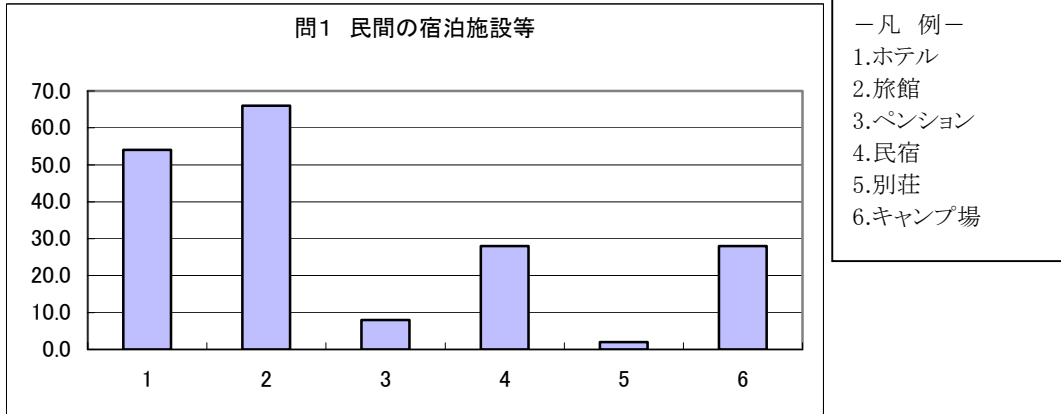
(その他)

- ・交流を創出する拠点づくり(観光交流拠点、中心市街地交流拠点、体験交流拠点、スポーツ交流拠点、多世代交流拠点)の具現化による魅力の創出。
- ・交流・二地域居住希望者への個別の対応。
- ・遊休農地の活用
- ・民間貸家の利活用の検討(民間貸家を市営住宅として借り上げることについて調査、検討)
- ・公共交通体制の整備、充実
- ・農村体験館等の整備
- ・クラインガルテンを核としたグリーン・ツーリズムや交流人口の拡大。
- ・自立できる町になるために、職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、活気のあるまちづくり策等について検討しているところ。

(2) 受入に関連する資源・施策の状況

1) 施設・設備等の保有状況

① 民間の宿泊施設等



「旅館」「ホテル」は半数以上の市町村にある。この他では「民宿」「キャンプ場」が3割近くとなっている。

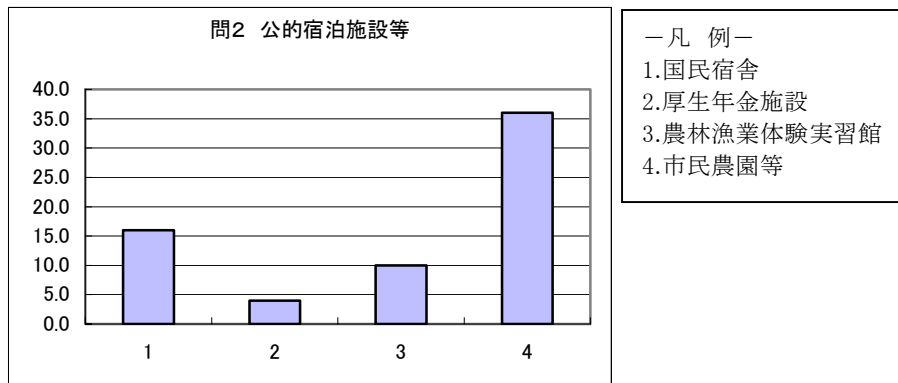
市町村別の所有設置は以下のとおりである。

市町村別民間宿泊施設の設置状況

| | ホテル | 旅館 | ペンション | 民宿 | 別荘 | キャンプ場 |
|--------|------------|----|-------|----|----|-------|
| 水戸市 | ホテル・旅館計119 | | | | | |
| 日立市 | | | | | | |
| 土浦市 | 9 | 35 | | | | 1 |
| 古河市 | 9 | 9 | | | | |
| 石岡市 | | | | | | |
| 結城市 | | 有 | | 有 | | |
| 龍ヶ崎市 | 10 | | | | | |
| 下妻市 | 1 | 4 | | | | |
| 常陸太田市 | | 有 | | 有 | | 有 |
| 高萩市 | 6 | 6 | | 1 | | 2 |
| 北茨城市 | 5 | 19 | 1 | 29 | | 2 |
| 笠間市 | 3 | 7 | | 1 | | |
| 取手市 | 有 | | | | | |
| 牛久市 | | | | | | |
| つくば市 | 27 | 10 | 1 | | | 1 |
| ひたちなか市 | 11 | 55 | | 29 | | 2 |
| 鹿嶋市 | 8 | 18 | | 3 | | 1 |
| 潮来市 | 1 | 11 | | | | 1 |
| 守谷市 | | 1 | | | | |
| 常陸大宮市 | 5 | 8 | | 3 | | 8 |
| 那珂市 | 1 | 2 | | | | |
| 筑西市 | 8 | 10 | | | | 1 |
| 坂東市 | | 5 | | | | |
| 稲敷市 | 1 | 2 | | | | 1 |

| | | | | | | |
|---------|--------------|----|---|-----|----|----|
| かすみがうら市 | | 2 | | | | |
| 桜川市 | 1 | 6 | | | | |
| 神栖市 | 4 | 23 | | 61 | | 1 |
| 行方市 | | | | | | |
| 鉾田市 | 2 | 1 | | 数ヶ所 | | |
| 常総市 | 5 | 4 | | | | |
| 茨城町 | | 1 | | 8 | | |
| 小川町 | | 1 | | | | |
| 美野里町 | 2 | | | | | |
| 大洗町 | 10 | 10 | 2 | 20 | | 2 |
| 城里町 | | 5 | | 1 | | |
| 友部町 | 2 | 3 | | | | |
| 岩間町 | | | | | | |
| 東海村 | ホテル&旅館計 20 件 | | | | | |
| 太子町 | 6 | 24 | 1 | 2 | 20 | 10 |
| 美浦村 | | | | | | |
| 阿見町 | | 3 | | | | |
| 河内町 | | 1 | | | | |
| 玉里村 | | | | | | |
| 新治村 | | | | | | |
| 伊奈町 | | | | | | |
| 谷和原村 | | | | | | |
| 八千代町 | | 有 | | | | |
| 五霞町 | | | | | | |
| 境町 | | 11 | | | | |
| 利根町 | | | | | | |

②公的宿泊施設等



「市民農園」がある市町村が 4 割近くとなっている。この他では「国民宿舎」が 16%、「農林漁業体験実習館」が 10%となっている。

市町村別の公的宿泊施設の設置状況は以下のとおりである。

市町村別公的宿泊施設設置状況

| | 国民宿舎 | 厚生年金施設 | 農林漁業体験実習館 | 市民農園等 |
|---------|------|--------|-----------|-------|
| 水戸市 | | | | |
| 日立市 | 1 | | | 3 |
| 土浦市 | 1 | | | |
| 古河市 | 3 | | | |
| 石岡市 | 1 | | | |
| 結城市 | | | | |
| 龍ヶ崎市 | | | | |
| 下妻市 | | | 1 | |
| 常陸太田市 | | | 有 | |
| 高萩市 | | | | |
| 北茨城市 | 1 | | 1 | |
| 笠間市 | | | | 1 |
| 取手市 | | | | |
| 牛久市 | | | | 有 |
| つくば市 | | 1 | 2 | 1 |
| ひたちなか市 | 1 | | | |
| 鹿嶋市 | | | | |
| 潮来市 | 1 | 1 | | |
| 守谷市 | | | | |
| 常陸大宮市 | | | | 2 |
| 那珂市 | | | | |
| 筑西市 | | | | 3 |
| 坂東市 | | | | 2 |
| 稲敷市 | | | | |
| かすみがうら市 | | | | |

| | | | | |
|------|---|--|---|---|
| 桜川市 | | | | |
| 神栖市 | | | | |
| 行方市 | 1 | | | |
| 鉾田市 | | | | 1 |
| 常総市 | | | | 1 |
| 茨城町 | | | | 3 |
| 小川町 | | | | |
| 美野里町 | | | | |
| 大洗町 | | | | |
| 城里町 | | | | |
| 友部町 | | | | |
| 岩間町 | | | | 1 |
| 東海村 | | | | |
| 太子町 | | | | |
| 美浦村 | | | | |
| 阿見町 | | | | |
| 河内町 | | | | |
| 玉里村 | | | | 1 |
| 新治村 | | | | |
| 伊奈町 | | | | 5 |
| 谷和原村 | | | | |
| 八千代町 | | | 2 | 1 |
| 五霞町 | | | | |
| 境町 | | | | 1 |
| 利根町 | | | | |

2 住民ヒヤリング—大子町における現状—

(1) 受入推進者の意向

1) 受入れ市町村関係者

【大子町企画課】

① 二地域居住、定住への基本的な考え方

人口の減少が続いており、二地域居住よりも定住を促進したい。定住促進事業を始めたのは3～4年前で、現在行政が定住を確認しているのは3件である。

② 移住の現状

○ 移住希望

空き家を求める希望は昨年4月からの累計で13人となっている。希望者は埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、北海道など全国的広がりとなっている。移住希望は年配の方が多く、若干の庭付き、蔬菜畑付きの希望が多い傾向にある。

移住希望者に対しては空き家が少なく紹介できないのが現状である。昨年4月以降で移住が実現したのは1件のみである。

行政は空き家を紹介するまでで、その先の契約に関しては口を出さないことにしている。

○ 空き家実態調査について

定住を促進するため、区長にお願いして空き家実態調査を実施中である。調査は空き家を探すもので、貸す意向等についてはこれから確認することになる。空き家は相当の数があるが、傷みが激しいためリストに載せるのは空き家後1年ぐらいの物件にしている。現在は北部中心に実施しているが、今後南部にまで広げる予定。

希望者に対して物件が少ないため、HP等での紹介はしていない。

○ 別荘の状況

別荘は現在40軒ほどある。うち数軒が会社の保養所で多くは個人の別荘である。週末利用というより、四季折々の利用が多いようである。

多くは民間デベロッパーによる開発である。ほかに、町南部で別荘感覚の永住型リゾート住宅の分譲があり、23軒が完売している。1区画70坪、坪3～4.5万円、さらに50区画程度が開発が予定されている。

○ 廃校の状況

現在残っている廃校は、生涯学習、通信制高校、ぼっちの学校、福祉作業所、シルバー人材センターなどに利用している。この他、フィルムコミッションに活用している。

○ 施策の方向

予算が厳しく田園住宅等の施策は難しい。また、周辺の町村で移住者への補助をしているが、大子町では無理な状況である。

③産業、生活インフラについて

○観光

観光は入込み客 200 万人程度を目標としている。

しかし、全体としては低落の傾向にあり、活性化が必要である。町が温泉保養センターを作ったが、周辺の町村に類似の施設ができ、利用者は開設当初の半分ぐらいに減っている状況にある。

○就業

主な就業先は矢祭、水戸、日立、大田原、常陸大宮などで、町内には就業先は少ない。

○生活インフラ

病院、買い物等、生活の利便性は特に問題ない。ただし、自家用車は必要である。大型施設の利用は近隣の市に流出する状況にある。

2) 受入地元関係者

【大子町都市農村交流実行委員会 会長 斎藤庄一氏】

①大子町の主な交流事業

○「世田谷区(10年前から)、中野区(昨年から)との交流」

都市農村交流実行委員会が中心となって都市での物産展に出品している。世田谷まつり、中野祭りにも参加。都市からは以前は年数回来たが今は 1 度だけとなっている。

○「オール世田谷おやじの会」

同会は世田谷区 95 の小中学校のうち 65 校が参加している。大子町の廃校を利用したいと町長に要望しており、農業体験、林業体験などの他スポーツ合宿に利用したい意向である。

廃校利用は今年の 4 月スタートの予定で、地元では組織作りを始めている。

廃校の修繕費を町が一部負担の予定である。

○「余暇活用センターやみぞの助成制度」

世田谷区民が利用すると 3000 円の助成金が出る。平成 16 年度は 630 人が利用している。

○「タビックスバスツアー」

7年連続実施している。都市農村交流実行委員会が中心となって対応している。リピーターが 3 分の 1 を占め、実行委員会のメンバーとは顔見知りとなっている。移住希望は出ていない。おやき学校(地元素材を使い、作成体験)に人気がある。きのこ狩りの要望もあるがお断りしている。

○「ルネサンス高等学校の開校」

今年 4 月通信教育の本校が大子町に開設予定である。

○「ぼっちの学校」

廃校利用の事業で、寝具があり、宿泊が可能。グリーン・ツーリズムに利用している。

○「体験クーポンの販売」

JTBと提携して、コンビニエンスストアなどで販売。利用者は施設利用が割引となり、手数料が協議会に入る。

②大子町都市ふるさと交流体験協議会の設立

昨年(平成 17 年)設立され、「グリーン・ツーリズムインストラクター育成」、「農家民宿研修」支援、「モニターツアー」などが行われている。

③移住に関する感想

空き家を貸すのは庭付き、畑付き、隣家との間隔など条件を考えると非常に少なくなる。作家など仕事を持ってこの地に住みたい人、別荘感覚で来たい人、それぞれにふさわしい環境をつくる必要がある。大規模にはできないだろうが集落の周辺に行政が2～3戸の家を建てたらどうか。空き家だけでは年に2軒か3軒が限度だろう。移住してくる人がどのような人かが問題である。きちんと見ないといけない。地域の人となじめる人であれば、受け入れるのは難しいことではないと思う。若い人が少ないので、若い人に来てほしい。

(2) 移住・定住者の意向

【Sご夫妻(大子町小生瀬地区在住。木工家具製作業を営む。)]

①移住までの経緯

埼玉県出身。サラリーマン勤務後、飛騨高山で1年間木工修行、その後長野県で1年間修行し大子町に移住した。サラリーマン時代に大子町に毎週のように遊びに来た。いい所だという印象を持ち、大子に住みたいと思っていた。その間に友人もでき、人間関係ができていた。

大子町に移住したのは、長野にいた時に大子町の友人から大子町に住むように誘われ、住まいを探してくれたから。移住したときは29歳である。

②移住に当たって

大子に移ってから、家が手狭となったため今のところに引っ越した。自分たちで探したが見つからず、その時も友人の紹介で今のところを見つけた。その間、行政にも問い合わせたが、物件がないということであった。行政に空き家物件の情報がまとまっているといいと思う。

家は空き家になってから20年ぐらい経過した養蚕農家である。相当痛んでいたが柱と床がしっかりしており、修繕できた。修繕は自分たちで行った。そのほうが金もかからないし、思うように改修することができる。

大家さんは自由にしているということだった。

契約書は特に作成していない。大家さんとの信頼関係に基づいている。年間いくらの借料となっている。

③移住後の生活

○集落との付き合い

大家さんが地域の人に紹介してくれ、挨拶に出向いた。その結果、交流ができるようになった。地域で暮らすには地域との付き合いは必須である。地域の人も関心があると見えて、最初は毎日のように人が訪ねてきてくれた。

現在は地域の班に入っており、川そうじ、道路そうじなどに出る。消防団には参加を求められていない。地域との付き合いは気をつけることが多いが、今はあまり気にならない。

○仕事の状況

木工品を注文により作成している。注文はほとんどロコミで、特に販売先は持たない。

○地域との交流

自宅で地域の方を対象に木工の指導をやったことがある。大変熱心なあまり、講習のない日まで生徒が来るようになった。自宅外でやるべきだったと思う。木工教室は条件さえ合えばできると思う。

奥様が町民といっしょに漆塗りの講習を受けている。町主催で、名古屋など遠方からの参加者もいる。

○日常生活について

買い物、その他、特に困ったことはない。ただ、保育園の引取り時間が早く、遅くまで預けられない。子どもを育てにくい環境となっている。

○作家などの移住について

大子町には陶芸家、画家、作家など数人が居住している。周辺の町を含めるとさらに多いのではないか。

第 章 茨城型二地域居住を 進めるためのロードマップ

第Ⅲ章 茨城型二地域居住を進めるためのロードマップ

1 茨城型二地域居住の基本方向

二地域居住とは、都市と農山漁村とを往来し、デュアルライフ(二重生活)を楽しむ都市住民の新たなライフスタイルのことを言い、農山漁村での滞在を通じ、自然や食や農との関わり等を深めることにより、本人や家族の心身のリフレッシュを図り、より人間らしく豊かに生きるための行動を意味する。

茨城県の発展において、過疎化、少子・高齢化の進行は、経済活動の発展を停滞させ地域活力の低下を招くものとして危惧されており、特に、その傾向が顕著に現れている中山間地域の活性化は、茨城県の重要課題のひとつとなっている。

その活性化方策として二地域居住を位置づけ、県内の中山間地域を主とする農山漁村を対象に、地域資源の保全・活用を図り、都市住民の二地域居住化が可能となる滞在環境を創り出すことが重要である。

(1) 交流から居住への段階的な推進

何も無いところから、一気に二地域居住を推進することは余り現実的ではない。体験活動や観光などで茨城を訪れた人が、土地の魅力を感じ、何度か訪問を繰り返す中で、次第に、訪問回数が増え、滞在期間が長期化することで、二地域居住化するものと考えられる。

本県は、これまでも、豊かな自然、温泉など多様な地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムやブルーツーリズムを推進してきているところであり、二地域居住は、こうした様々な交流施策の効果を踏まえ、さらにもう一步踏み込んだ形で推進していくことが必要である。

(2) 団塊の世代をターゲットとする茨城の魅力・新しいライフスタイルの発信

全国で田舎暮らしや二地域居住を推進する動きが活発化しており、今後ますます地域間競争が激しくなっていくと見込まれることから、いかに本県における二地域居住が魅力的かを積極的にPRする必要がある。

本県への二地域居住を促すためには、豊かな自然環境に包まれた、茨城県の県北を中心とする地域の魅力や特性を首都圏の団塊の世代を中心に積極的にアピールし、そのうえで、茨城ならではのスローライフや新たなライフスタイルの魅力を発信し、自然、歴史等を活用した首都圏を代表する二地域居住空間を形成していくことが重要である。

(3) 農山漁村の活性化の推進

農山漁村の活性化を図るためには、「遊休農地や耕作放棄地等の農地の保全・活用」、「廃校、空き家等未利用のストック資源の保全・活用」、「伝統行事・祭り、生活文化、伝統工芸等の継承」、「里山、谷津田、河川等の美しい自然景観や多様な動植物が生息する貴重な自然環境の保全」等の視点を考慮し、地域での多様な主体による参画と協働のも

と、コミュニティ・ビジネスの起業化を試み、地域活性化に結びつく新たな経済的、社会的効果を生み出すよう進めていく必要がある。

(4) 農山漁村における受け入れ体制の整備

都市住民が望む新たなライフスタイルとしての二地域居住の実現を図るためには、受入れる農山漁村で暮らす人々の協力・支援が不可欠であり、「農山漁村ならではの良さやこだわりを發揮し、二地域居住を望む都市住民がそれを享受することにより、お互いの夢が実現することが可能となる都市と農山漁村との共生社会を創り出す」ことが重要である。

《茨城型二地域居住の基本方向》

- ① 交流から居住への段階的な推進
- ② 団塊の世代をターゲットとする茨城の魅力・新しいライフスタイルの発信
- ③ 農山漁村の活性化の推進
- ④ 農山漁村における受け入れ体制の整備

茨城の特性を活かした
魅力・新しいライフスタイルの
発信

2 茨城の特性を活かした魅力・新しいライフスタイルの発信

《茨城県の特性》

二地域居住の対象地域として想定される首都圏に近い茨城県、栃木県、山梨県、静岡県の中では、茨城県は、久慈川、那珂川などの清流や変化に富んだ海岸線、阿武隈・八溝山系の山並み、滝や溪谷、里山などを兼ね備え、優位なポジションにある。

同じ条件を持つ静岡県と比較すると、全国有数の温泉観光地を有する面で見劣りするものの、あまり観光地化されていない素朴な農山漁村での田舎暮らしを志向する都市住民にとっては、茨城県は、関心や興味を引く地域となりえる。

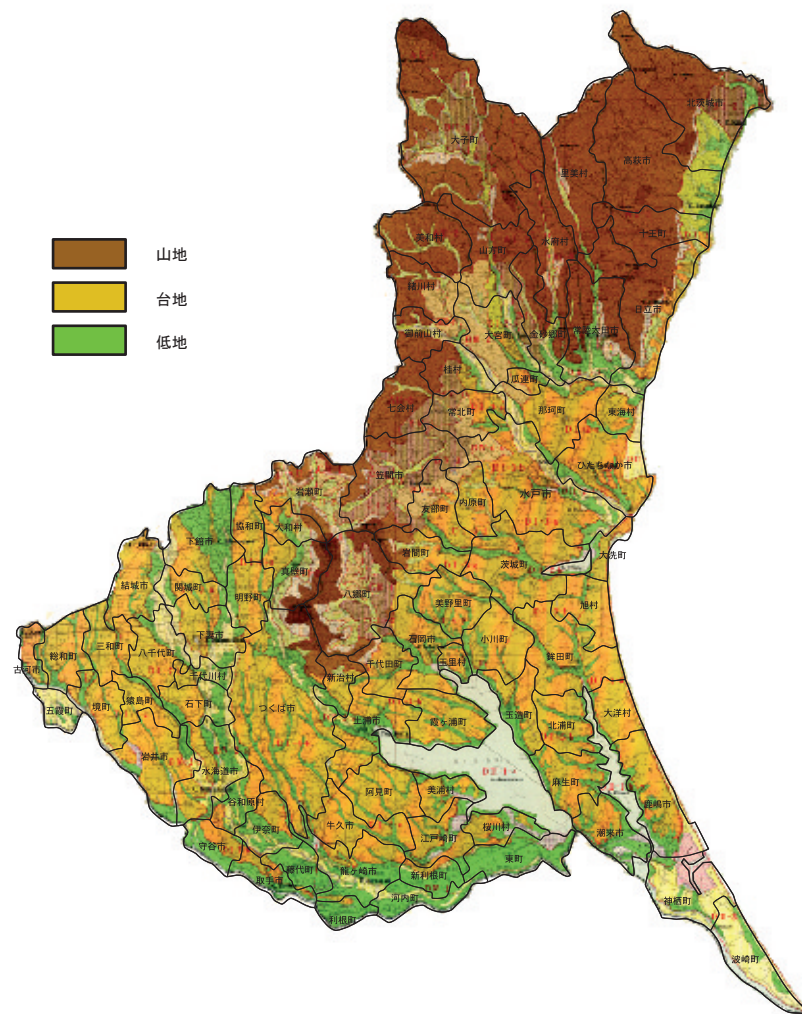
このため、茨城県を次頁以降に示すような特性を首都圏の住民に積極的にアピールする必要がある。

● 温和な気候・広がる大地

茨城県は、災害が少なく、温和な気候を有し、可住地面積が広く、居住地としての基礎的な条件を兼ね備えている。

海と山と里を有す茨城県は、関東平野に広がる水田・平地林・里山等の田園地帯、霞ヶ浦および北浦を中心とする水郷地帯、延長約 180km に及ぶ南北に伸びる海岸地帯、県北から県中央に伸びる山間・丘陵地帯等の変化に富んだ特徴を持ち、二地域居住を望む都市住民にとって選択肢が多く、居住地としての魅力を有している。

【茨城県の地形】



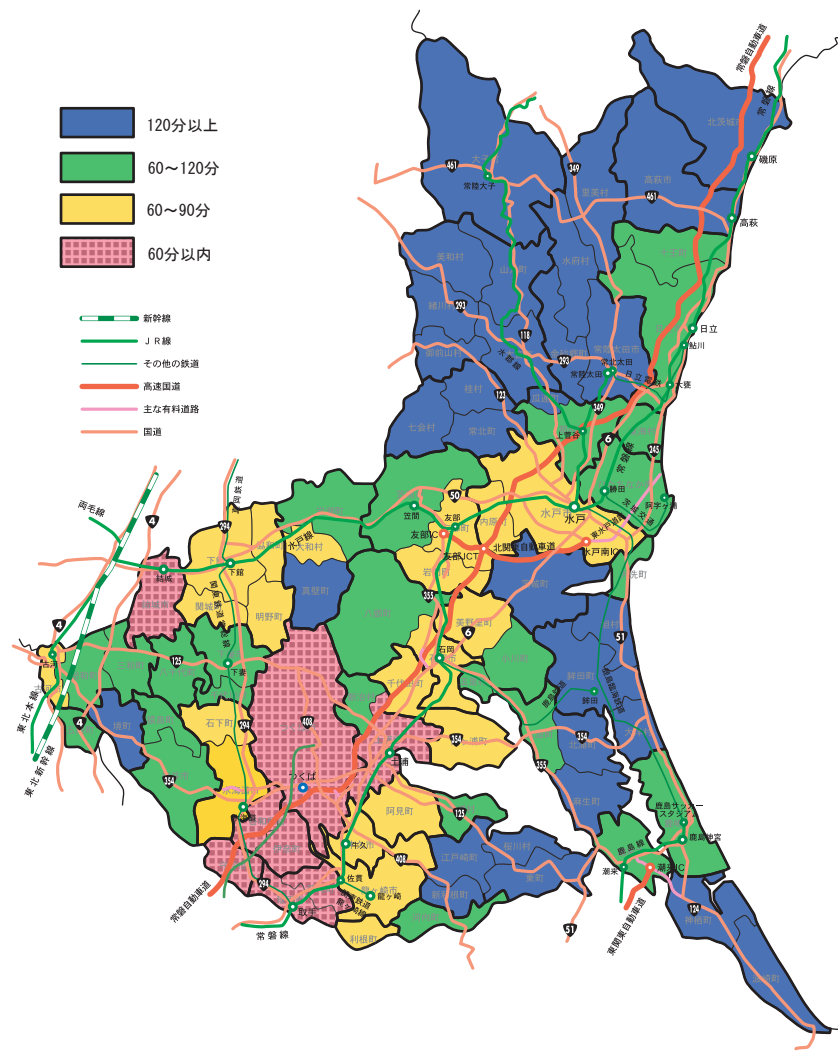
資料：(茨城県土地分類図(地形分類図)参照/国土交通省土地・水資源局国土調査課)

●近くの田舎、いばらき

茨城県は、東京から約50～150km、約30～180分の圏内に位置し、首都圏から直結する常磐自動車道を主軸に、各市町村をつなぐ主要道路や鉄道が縦横に整備されている。特に、つくばエクスプレスの開業により、東京から県南地域への往来が飛躍的に短縮され、首都圏からの交通アクセスの利便性が高く、より身近な地域としての魅力を有している。

また、北関東自動車道や、常陸那珂港の整備、百里飛行場の民間共有化、さらには、情報通信基盤(いばらきブロードバンドネットワーク)の整備などが進みつつあり、その魅力をアピールしていくことが大切である。

【公共交通を利用した場合の東京都心からの時間圏域】



資料(茨城県観光振興基本計画 (平成18～22年度)素案参照)

注)東京駅から各市町村中心駅等への公共交通(鉄道(新幹線、特急を含む)、高速バス、バス)を利用した場合の所要時間。所要時間は、市販の所要時間検索ソフトや各市町村のホームページを参照した。乗換時間は一律10分とした。

●豊富な農産物と食の魅力

茨城県の農業産出額は、全国第三位を誇り、首都圏への食料の供給基地となっており、豊富な農産物に恵まれている。

特に、全国的に有名な特産品として、水戸納豆や鉾田のメロン、常陸沖のアンコウ等があるが、知られざる銘柄品も多く、その魅力を掘り起こし、地域の特産品や郷土料理等の良さやこだわりを、首都圏住民に積極的にアピールしていくことが大切である。また、農山漁村を訪れる都市住民に対しても、農山漁村を舞台に、生産現場を見せ、体験させ、食させることによって、生産者と消費者との顔の見える信頼関係を築いていくことが大切である。

【茨城県内で産出される農林水産物】



【茨城県の農産物の品目別生産状況等】

| 品目名 | 産出額 (億円) | 全国順位 | 全国シェア (%) | 県内主要産地 | | | 東京都中央卸 売市場取扱数量 (t) | 東京都中央卸 売市場取扱数量 シェア(%) | 東京都中央に おけるシェア順 位 |
|--------|-------------|------|--------------|--------|------|--------|--------------------------|-----------------------------|------------------------|
| | | | | | | | | | |
| メロン | 185 | 1 | 19.4 | 旭村 | 鉾田町 | 八千代町 | 11,619 | 36.4 | 1 |
| れんこん | 73 | 1 | 40.8 | 土浦市 | 霞ヶ浦町 | 玉里村 | 7,001 | 96.6 | 1 |
| みつば | 21 | 1 | 18.5 | 鉾田町 | 北浦町 | 玉造町 | 285 | 11.0 | 4 |
| くり | 15 | 1 | 19.3 | 美野里町 | 茨城町 | 八郷町 | 1,663 | 81.3 | 1 |
| せり | 12 | 1 | 38.6 | 北浦町 | 麻生町 | 玉造町 | 544 | 73.1 | 1 |
| かんしょ | 165 | 2 | 17.7 | 鉾田町 | 旭村 | ひたちなか市 | 7,049 | 23.5 | 2 |
| レタス | 116 | 2 | 16.4 | 岩井市 | 境町 | 結城市 | 14,832 | 19.5 | 2 |
| はくさい | 81 | 2 | 19.7 | 八千代町 | 結城市 | 三和町 | 63,534 | 57.8 | 1 |
| ピーマン | 75 | 2 | 18.9 | 波崎町 | 神栖町 | 鹿嶋市 | 13,955 | 55.1 | 1 |
| なし | 73 | 2 | 9.0 | 関城町 | 下妻市 | 千代田町 | 6,843 | 24.7 | 1 |
| ごぼう | 42 | 2 | 13.1 | 鉾田町 | 旭村 | 大洋村 | 2,209 | 16.7 | 2 |
| チンゲンサイ | 19 | 2 | 18.4 | 北浦町 | 猿島町 | 小川町 | 3,961 | 61.7 | 1 |
| きょうな | 10 | 2 | 23.8 | 北浦町 | 鉾田町 | 麻生町 | | | |

資料(平成15年農業産出額、東京都中央卸売市場青果物流通年報等参照/茨城県農林水産部)

●多彩な滞在活動拠点とリフレッシュのための温泉

茨城県には、多くの観光・交流施設があり、特に、県北から県央の山間・丘陵部にかけて多く分布しており、二地域居住を望む都市住民の多様なニーズに応える受け皿となる滞在拠点として、その観光・交流施設の利活用が望まれる。

また、茨城県内には利用されている源泉(H16.9.10 現在)は98あり、その多くが県北部の海岸部及び山間部に分布している。しかし、その存在はあまり知られておらず、健康でゆとりある生活を志向する都市住民に対して、温泉の利活用が望まれる。

【茨城県内の観光・交流施設等の分布図】



【茨城県内の温泉リスト】

| 地域名 | 施設名 | 宿泊 | 日帰り | 泉質 | | |
|-----|------------------------|----------------------|---------------------|------------|----------------|-----------------|
| 県北 | 中郷温泉 通りゃんせ(※) | × | ○ | ナトリウム硫酸温泉 | | |
| | 蔵原館 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | | |
| | うぐいすだに温泉 | ○ | ○ | 塩化物泉 | | |
| | 山海館 | ○ | △ | メタケイ酸 | | |
| | 五浦観光ホテル本館 | ○ | △ | 塩化物泉メタケイ酸 | | |
| | 五浦観光ホテル別館大観荘 | ○ | △ | 塩化物泉メタケイ酸 | | |
| | 民宿五浦 | ○ | × | 塩化物泉 | | |
| | 石尊鉱泉旅館 | × | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | | |
| | 民宿ニューしずか | ○ | × | 硫黄泉(硫化水素型) | | |
| | 鉱泉旅館鹿の湯松屋 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | | |
| | 関野屋旅館 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | | |
| | 関山館 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | | |
| | 岩崎鉱泉井筒屋旅館 | × | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | | |
| | 友の湯旅館 | ○ | ○ | メタケイ酸 | | |
| | 魚の宿まるみつ | ○ | ○ | | | |
| | 旅館民宿かね久 | ○ | △ | | | |
| | 温泉旅館まるたか | ○ | ○ | | | |
| | 保養館 | ○ | ○ | | | |
| | 旅館静海亭 | ○ | △ | | | |
| | 国民宿/須賀屋 | ○ | × | | | |
| | 旅館港の宿かんき | ○ | △ | | | |
| | 砥上屋旅館 | ○ | ○ | | | |
| | 柳屋旅館 | ○ | ○ | 塩化物泉 | | |
| | 民宿魚彦 | ○ | △ | | | |
| | 温泉の宿くろさわ | ○ | ○ | | | |
| | 民宿鈴せい | ○ | △ | | | |
| | 民宿相模屋 | ○ | △ | | | |
| | 民宿むらか美 | ○ | ○ | | | |
| | 民宿叶 | ○ | × | | | |
| | やまに郷作 | ○ | △ | | | |
| | 民宿満茶丸 | ○ | × | | | |
| | 高萩市 | 菊の湯温泉 | × | ○ | 炭酸水素塩泉 | |
| | | 高萩温泉保養所 | × | ○ | 炭酸水素塩泉 | |
| | 日立市 | 温泉旅館多賀温泉 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | |
| | | 寺の湯旅館 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | |
| | | 吉田屋 | ○ | ○ | 塩化物泉 | |
| | | 弘法大師温泉旅館 | ○ | ○ | 炭酸水素塩泉 | |
| | | 鶴の島温泉旅館 | ○ | △ | 塩化物泉 | |
| | 国民宿舎鶴の岬(※) | ○ | △ | メタケイ酸 | | |
| | 常陸太田市 | 川中子温泉 | ○ | ○ | 炭酸水素塩泉 | |
| | | 砂子温泉「かじか荘」 | ○ | ○ | フッ素イオン | |
| | | 中野屋旅館 | ○ | ○ | | |
| | | 巴屋旅館 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | |
| | | 元湯山田屋旅館 | ○ | ○ | | |
| | | 里美屋旅館 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | |
| | | 元湯鉱泉旅館 | ○ | ○ | | |
| | | 里美温泉保養センター「ぬく森の湯」(※) | × | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | |
| | 旅館宝来館 | ○ | ○ | 炭酸水素塩泉 | | |
| | ひたちなか市 | クレイニーホテルオータニ | ○ | × | 塩化物泉 | |
| | | 長者ヶ谷津温泉 | ○ | ○ | 硫黄泉(硫化水素型) | |
| | | はこや旅館 | ○ | ○ | 塩化物泉 | |
| | 大子町 | 浅川温泉弁天の湯 | ○ | ○ | | |
| | | ホテル奥久慈 | ○ | × | | |
| | | リバーサイド奥久慈福寿荘(※) | ○ | ○ | | |
| | | 奥久慈ランドホテル | ○ | × | | |
| | | 三美亭 | ○ | △ | | |
| | | 菊屋旅館 | ○ | ○ | 硫酸塩泉 | |
| | | 玉屋旅館 | ○ | ○ | | |
| | | 中村旅館 | ○ | × | | |
| | | 橋本屋旅館 | ○ | × | | |
| | | 本田屋 | ○ | ○ | | |
| | | 余暇活用センター「やみぞ」(※) | ○ | ○ | | |
| | | 月居温泉滝見の湯 | ○ | ○ | 単純温泉 | |
| | | 湯沢温泉ホテル | ○ | ○ | 単純温泉 | |
| | | 滝味の宿豊年万作 | ○ | ○ | 単純温泉 | |
| | | 袋田温泉ホテル | ○ | ○ | 単純温泉 | |
| | | 山田塩ノ沢温泉 | ○ | ○ | 炭酸水素塩泉 | |
| | | 大子温泉保養センター「森林の温泉」(※) | × | ○ | 硫酸塩泉 | |
| | | 袋田温泉 関所の湯 | × | ○ | ナトリウム-硫酸塩、塩化物泉 | |
| | | 湯の沢鉱泉 | ○ | ○ | 炭酸水素塩泉 | |
| | | 美和温泉「ささの湯」(※) | × | ○ | 単純温泉 | |
| | 相川温泉弥生館 | ○ | ○ | 放射能泉 | | |
| | ごぜんやま温泉保養センター「四季彩館」(※) | × | ○ | 硫酸塩泉 | | |
| | 大洗町 | ゆつぐら健康館(※) | × | ○ | 塩化物、炭酸水素塩泉 | |
| | | 城里町 | 白山荘 | ○ | ○ | 鉄泉 |
| | 鹿行 | 行方市 | 北浦宝来温泉つるんの湯北浦湖畔荘(※) | ○ | △ | メタケイ酸 |
| | | 鉾田市 | ほっとパーク鉾田(※) | × | ○ | ナトリウム塩化物単酸水素塩泉 |
| | | | いこいの村潤沼(※) | ○ | ○ | 塩化物泉 |
| | | どっぶーさんて大洋(※) | ○ | ○ | 塩化物泉 | |
| | 県南 | 土浦市 | 土浦温泉旅館 | ○ | × | 鉄泉 |
| | | つくば市 | 筑波温泉ホテル | ○ | ○ | 単純温泉 |
| | | 石岡市 | やさと温泉「ゆりの郷」 | × | ○ | 単純温泉 |
| | 県西 | 下妻市 | ピアスパークしもつま(※) | ○ | ○ | ナトリウムカルシウム-塩化物泉 |
| | | 八千代町 | やちよ乃湯(※) | × | ○ | ナトリウム泉 |

資料(茨城県内温泉ガイド、温泉施設一覧参照/茨城県保健福祉部薬務課) 注)※は公共の温泉施設

●滞在・田舎暮らしをサポートする地元の応援団

茨城県内には、146の都市農村交流活動団体(平成18年2月現在)があり、各地域で多様な交流活動が行われており、二地域居住を進めていく上では、これら各活動団体が農山漁村での都市住民に対する滞在や田舎暮らしをサポートする中核的組織となることから、組織間の連携を強化し、人材育成を進めることにより、魅力的な活動へと結びつけていくことが大切である。

【茨城県内の都市農村交流活動組織】

| | 市町村名 | 活動団体名 |
|----|-------|-------------------------------|
| 1 | 水戸市 | 山根地区緑の村推進協議会 |
| 2 | 水戸市 | 特定非営利活動法人 やみぞの森 |
| 3 | 水戸市 | 特定非営利活動法人「茨城いきいき住まいづくり支援センター」 |
| 4 | 日立市 | 中里田舎農業体験倶楽部 |
| 5 | 日立市 | 夢ひたちファーム中里 |
| 6 | 日立市 | あゆかわふれあい市民農園運営協議会 |
| 7 | 常陸太田市 | 常陸太田親子自然探索サークル実行委員会 |
| 8 | 常陸太田市 | J A常陸太田市ぶどう部会青年部 |
| 9 | 常陸太田市 | 金砂郷町常陸秋そばオーナー制推進協議会 |
| 10 | 常陸太田市 | 金砂郷町コシヒカリオーナー制推進協議会 |
| 11 | 常陸太田市 | (財)ふるさと振興公社 |
| 12 | 常陸太田市 | 美しい里づくり委員会 |
| 13 | 常陸太田市 | 森林(社)づくり隊 |
| 14 | 常陸太田市 | 里美ツーリズム研究会 |
| 15 | 常陸太田市 | 里美製炭振興会 |
| 16 | 常陸太田市 | ふるさとインストラクター研究会 |
| 17 | 常陸太田市 | (株)水府振興公社 |
| 18 | 常陸太田市 | 常陸太田市JA茨城みずほ水府農産直売所 |
| 19 | 常陸太田市 | 大門地区活性化推進会議 |
| 20 | 高萩市 | NPO里山文化ネットワーク |
| 21 | 高萩市 | 高萩グリーンツーリズム推進会 |
| 22 | 高萩市 | 高岡地域山村活性化協議会 |
| 23 | 高萩市 | 花貫物産センター運営委員会 |
| 24 | 北茨城市 | 花園街道活性化協議会 |
| 25 | 北茨城市 | 北茨城自然薯研究会 |
| 26 | 北茨城市 | 花園もーるあやめ育成会 花園・才丸農業研究会 |
| 27 | 北茨城市 | 農家長宿 やまがた |
| 28 | 北茨城市 | 北茨城市生活改善グループ |
| 29 | 北茨城市 | 増淵漁園 |
| 30 | 北茨城市 | そば道場 さくら野 |
| 31 | 北茨城市 | 北茨城市グリーンツーリズムインストラクター協議会 |
| 32 | 笠間市 | 南指原ほたるを守る会 |
| 33 | 笠間市 | 南指原きのこ生産組合 |
| 34 | 笠間市 | 笠間竹炭生産組合 |
| 35 | 笠間市 | 笠間観光果樹組合 |
| 36 | 笠間市 | 笠間観光いちご組合 |
| 37 | 笠間市 | 南指原観光いちご組合 |
| 38 | 笠間市 | 笠間グリーン・ツーリズム推進委員会 |
| 39 | 常陸大宮市 | いきいき塾 |
| 40 | 常陸大宮市 | 農家長宿「響」 |
| 41 | 常陸大宮市 | 驚子有機野菜生産組合 |
| 42 | 常陸大宮市 | 小田野友の会 |
| 43 | 常陸大宮市 | 美和村手打ちそば研究会 |
| 44 | 常陸大宮市 | 美和村林業担い手グループ |
| 45 | 常陸大宮市 | グリーンふるさと緒川協議会 |
| 46 | 常陸大宮市 | NPO法人 ふるさと元気塾 |
| 47 | 常陸大宮市 | 特定非営利活動法人 ビスターリさとみ会 |
| 48 | 美野里町 | シビックガーデン運営委員会 |
| 49 | 美野里町 | コミュニティ活動活性化竹原地区運営協議会 |
| 50 | 美野里町 | 納場地区コミュニティ |
| 51 | 美野里町 | 住みよい堅倉地区を作る会 |
| 52 | 美野里町 | みのりはつらつ高齢者グループ |
| 53 | 美野里町 | 北浦ふれあい菜園利用者協議会 |
| 54 | 城里町 | いやしの里 |
| 55 | 城里町 | (有)さんしょう |
| 56 | 城里町 | 常北果樹園芸組合 |
| 57 | 城里町 | 桂村おこし会 |
| 58 | 城里町 | グリーン桂ふるさと運営委員会 |
| 59 | 友部町 | 下中会 |
| 60 | 友部町 | ともべ環境を考える会 |
| 61 | 友部町 | ビオトープ ほたるの里づくり実行委員会 |
| 62 | 岩間町 | あたご特産品直売推進協議会 |
| 63 | 桜川市 | 岩瀬そばの会 |
| 64 | 東海村 | 舟石川おやじの会 |
| 65 | 東海村 | 東海村立照沼小学校 |
| 66 | 大子町 | 外大野しだれ桜を守る会 |
| 67 | 大子町 | 木の文化塾 |
| 68 | 大子町 | 初原ぼっちの学校 |
| 69 | 大子町 | 茶の里公園組合 |
| 70 | 大子町 | 大子おやき学校 |
| 71 | 大子町 | (有)みらんど |
| 72 | 大子町 | アップルナカノ |
| 73 | 大子町 | 高見園 |

| | 市町村名 | 活動団体名 |
|-----|--------|----------------------------|
| 74 | 大子町 | 齋藤りんご園 |
| 75 | 大子町 | 仲屋敷 |
| 76 | 大子町 | 大子町都市農村交流実行委員会 |
| 77 | 大子町 | 大子町ふるさと交流体験協議会 |
| 78 | 大子町 | 特定非営利活動法人 田舎暮らし応援団 |
| 79 | 鹿嶋市 | 鹿島っ娘グループ |
| 80 | 鉾田市 | J A茨城旭村特産物直売所「サンクグリーン組」 |
| 81 | 鉾田市 | かしまなだ農業協同組合 |
| 82 | 鉾田市 | 親子ほこた農業楽園 |
| 83 | 鉾田市 | さんて旬菜館生産加工直売部会 |
| 84 | 鉾田市 | 大洋村農業農村活性化推進機構 |
| 85 | 神栖市 | 波崎未来フォーラム |
| 86 | 行方市 | 川崎市麻生区との交流を進める会 |
| 87 | 行方市 | 北浦町農業担い手会 |
| 88 | 行方市 | 井上山百合の会 |
| 89 | 行方市 | 玉造町ふるさと自然に親しむ会 |
| 90 | 土浦市 | NPO法人 茨塚の自然と歴史の会 |
| 91 | 土浦市 | ハス田の景観をまちづくり・観光に活かす会 |
| 92 | 土浦市 | 近くの田舎NPO |
| 93 | 土浦市 | 土浦市市民農園運営協議会 |
| 94 | 石岡市 | 石岡市社会福祉協議会 |
| 95 | 龍ヶ崎市 | (財)龍ヶ崎市農業公社 |
| 96 | 取手市 | ホタルの里研究会 |
| 97 | 牛久市 | うしく里山の会 |
| 98 | 牛久市 | 特定非営利活動法人 アサザ基金 |
| 99 | つくば市 | 特定非営利活動法人 自然生クラブ |
| 100 | つくば市 | 特定非営利活動法人 つくば環境フォーラム |
| 101 | ひたちなか市 | 特定非営利活動法人 グリーンビューア |
| 102 | 守谷市 | 守谷市雑木林の会 |
| 103 | 守谷市 | 特定非営利活動法人 アイ・エヌ・エフ |
| 104 | 稲敷市 | 桜川村子どもの水辺協議会 |
| 105 | 稲敷市 | 東米産地づくり推進協議会 |
| 106 | 美浦村 | 陸平をヨイショする会 |
| 107 | 美浦村 | 美浦村都市農村交流推進協議会 |
| 108 | 阿見町 | 農事組合法人 いばらき県南阿見産直センター |
| 109 | 阿見町 | 阿見ワンダーランドの会 |
| 110 | 阿見町 | のらつくす農園 |
| 111 | 石岡市 | 八郷町ふるさと体験協議会 |
| 112 | 石岡市 | 八郷町食生活改善推進員連絡協議会 |
| 113 | 石岡市 | 八郷町農協対対策室 |
| 114 | 石岡市 | 八郷町茅葺屋根保存会 |
| 115 | 石岡市 | 八郷町グリーンツーリズム推進協議会 |
| 116 | 谷和原村 | 古瀬の自然と文化を守る会 |
| 117 | 谷和原村 | 城山を考える会 |
| 118 | 結城市 | J A北つくば青年部 |
| 119 | 結城市 | 健康農園キウイ畑 |
| 120 | 結城市 | 健康農園 |
| 121 | 結城市 | ふれあい広場ホタル祭り実行委員会 |
| 122 | 下妻市 | 下妻食と農を考える女性の会 |
| 123 | 下妻市 | 下妻市花のまち推進ボランティアクラブ |
| 124 | 下妻市 | 下妻市自然観察クラブ |
| 125 | 下妻市 | 花と1万人の会 |
| 126 | 下妻市 | 水辺の楽校推進協議会 |
| 127 | 下妻市 | ふるさとづくり推進協議会 |
| 128 | 筑西市 | 広沢農園 |
| 129 | 筑西市 | 土に親しむ農園 |
| 130 | 筑西市 | 里山を守る会 |
| 131 | 筑西市 | ぶっぺいの会 |
| 132 | 筑西市 | 観音川フラワロード実行委員会 |
| 133 | 筑西市 | 特定非営利活動法人 未来につなごう鬼怒川・小貝川の会 |
| 134 | 坂東市 | 菅生沼環境整備協議会 |
| 135 | 坂東市 | 菅生沼に親しむ会 |
| 136 | 坂東市 | 自然環境整備事業部会 |
| 137 | 坂東市 | 七郷里山会 |
| 138 | 坂東市 | 神大実(大口)地区新しいふるさと運営委員会 |
| 139 | 坂東市 | 猿島町4Hクラブ |
| 140 | 坂東市 | NPO 猿島町の大地を考える会 |
| 141 | 桜川市 | 親善の里(よろこびのさと) |
| 142 | 八千代町 | (財)八千代町ふるさと公社 |
| 143 | 八千代町 | (有)常栄農事 |
| 144 | 八千代町 | 八千代町農業農村活性化推進機構 |
| 145 | 五霞町 | 五霞園芸クラブ |
| 146 | 五霞町 | 五霞水辺公園(仮称)管理運営連絡協議会 |

資料(県内都市農村交流活動団体調査結果(平成17年7月)参照/茨城県都市農村交流対策協議会)

以上のような茨城県の優れた特性を活かした、茨城型二地域居住の魅力ある新しいライフスタイルを以下に示す。

① 新鮮で安全・安心な食材を活用した「食」の魅力を求めて

都市住民が、農山漁村で生産された新鮮で安全・安心な食材や郷土料理、地酒などを楽しみ、また、加工品や食材を購入し食するなど、茨城が誇る「食」の魅力を享受できる。

② 農山漁村での体験学習活動を通じた人間性の回復や教育的効果の享受をめざして

農山漁村での単なる観光や一時的体験ではなく、学びそのものを休暇の目的とし、人間性の回復を図ろうとする新たな動きが現れており、都市に暮らす子供たちとその親、若者、元気なシニアたちが、かけがえのない農山漁村という「教育」の現場を通じてその魅力を享受できる。

③ 健康で質の高い生活（クオリティオブライフの向上）をめざして

都市住民にとって、都市では失われた自然豊かな農山漁村の環境の中で、心身ともにリフレッシュし、人間性の回復を図る質の高い生活を楽しむとともに、茨城が誇る温泉や豊かな自然の中で「健康」の秘訣を享受できる。

④ 都市と農山漁村の相互の魅力を享受する新たなライフスタイルの実現をめざして

都市住民にとって、都市での利便性に加えて、農山漁村での地元の人々とのふれあいや生活文化を学び、自らの人生を豊かにする滞在・生活拠点、かけがえのない「生活の場」の魅力を享受し、新たなライフスタイルを実現できる。

① 食をテーマとする茨城型二地域居住の方向

都市住民にとって二地域居住のメリットは、農山漁村で滞在を繰り返すことにより、旬ならではの食材を農林水産物直売所等で購入し、自ら調理し、滞在先で味わい楽しむことができることにある。また、お気に入りの農家レストランや郷土料理店を見つけ、四季折々にそこに足を運び、地域食材を使った料理や地酒などの食の楽しみ方も生まれる。

このような、茨城県内の農林水産物の紹介、直売所の紹介、郷土料理のレシピの紹介、地域食材を使う飲食店の紹介等に関する地域情報をホームページ等の多様な媒体を通じて提供していくとともに、農山漁村地域からの(例えば、郷土料理を売りにしているお店・宿や、料理研究家やその普及に携わる人々等から)旬の情報提供による食の魅力伝える取組みを推進し、情報内容の質を高めていくことが大切である。

また、北茨城の構造改革特区の農家民宿で提供される郷土料理や関東唯一の自家製「どぶろく」を笠間焼の風情ある器とともに味わえるような、地域資源のコラボレーションによる魅力を高めていくことが重要である。

このような、食の魅力の情報発信は、本県の特性を活かした地域ブランドを育成するための取組みと合わせて推進する。

一方、農山漁村での滞在を通じた生産者との交流を促進し、お互いの顔の見える信頼関係を築いていくことも必要であり、生産現場を舞台とする体験ツアー、農産加工や郷土料理づくりの体験指導等の取組みを推進するとともに、新規就農希望者や移住を望む都市住民に対し、その登竜門としての「ラウベ(簡易宿泊施設)付き滞在型市民農園」の取組みを推進し、農山漁村での豊かな生活が楽しめる場や機会を提供していくことが大切である。

② 体験・学習をテーマとする茨城型二地域居住の方向性

学びや労働そのものを休暇の目的とし、癒し・人間性の回復を図ろうとする「ラーニング・バケーション」という取組みが注目を浴びている。地域のコア(中核拠点)として、また、人材育成機関として、ツーリズムや地域づくりを推進し、それら機関に都市の人々も積極的に受入れ交流しようとする「地域ツーリズム大学」開設の取組みである。

一方、都市の人々が農山漁村の暮らしの中で、各種の体験学習を通じて自然の摂理やその恩恵、農林漁業の営み、風土に根づいた生活文化の知恵などを学び、休暇を楽しむ「自然・農村体験学校」の取組みが行われている。

特に、茨城県内においては、大洗町の「大洗海の大学(NPO/H15.9 設立)」、大子町の「初原ぼっちの学校(任意組織/H16.10 設立)」、常陸大宮市旧山方町の「盛金WACローカルアクティベーション協議会(任意組織/H16.10 設立)」等の取組みが、平成15～16年頃から始まっている。現状においては、運営体制の強化や誘客・PR面での促進等の課題も抱えているが、地域活性化を推進する中核組織としての役割が期待されており、さらなる育成支援を推進する必要がある。

そこで、現在、グリーンふるさと圏における地域活性化の推進を担っている「(財)グリーンふるさと振興機構」を活用し、「地域ツーリズム大学」として新たな機能を付加させ、また、地域ツーリズム大学の「笠間学部」、「北茨城学部」など、県内の各地域との連携強化を図り、多様な主体の参画と協働による地域活性化を促進する新たな仕組みを創り出すことを提案する。

「地域ツーリズム大学」の運営においては、各市町村や県との連携はもとより、地域貢献事業を積極的に進めている県内の大学との連携を図り、大学が持つ専門的知識・技術、大学生たちの活力を、地域ツーリズム大学での講座や社会実験事業等の取組みを通じて活用する。

③ 健康をテーマとする茨城型二地域居住の方向性

温泉入浴、クアハウスなどを利用した温泉入浴療法等による健康増進は、二地域居住を望み農山漁村に滞在する都市住民、特に団塊世代としてのシニア層にとって重要な関心事であるとともに、大きな魅力であり、一方、農山漁村で暮らす人々にとっても同じことが言える。

茨城県内において、運動型健康増進施設(厚生労働大臣認定)は、水戸市、牛久市、土浦市、つくば市、龍ヶ崎市の5か所にあり、温泉利用型健康増進施設(厚生労働大臣認定)は県内にはない。県内の銚田市旧大洋村では、筑波大学との連携により、「とっぷさんて大洋」(温泉を含む健康増進施設)で、科学的に確認された健康度のガイドラインに基づき個別評価を行い、安全性と運動の効果が上がる運動プログラムを実施し、介護予防としての成果が期待されている。

特に、県内の農山漁村では、このような健康増進施設や科学的根拠に基づく健康増進プログラム等が不足しており、二地域居住の推進を通じ、健康増進施設の整備や新たなプログラム開発を推進し、二地域居住を望む団塊世代や地域高齢者に対して提供し、健康増進に寄与する取組みを促進させる。

温泉資源を有する北部地域においては、健康＝ウェルネスというキーワードで地域資源を見直し、温泉療養や運動、食事、森林浴、農林漁業体験等を組み合わせた多彩な健康プログラムづくりを、地域住民、健康関連企業、病院、観光協会、温泉組合、NPO団体、行政等の多様な主体の参画と連携のもと推進し、訪れる都市住民にとっても、地域住民にとっても魅力的な温泉保養地の形成を促進させる。

④ 居住をテーマとする茨城型二地域居住の方向性

茨城県での二地域居住形態として、既存の民宿・研修所・旅館・ホテル・公的宿泊施設等の宿泊施設利用を促進する取組みと、別荘やセカンドハウス等の半定住型の住宅提供における利用を促進する取組みとが想定される。

既存宿泊施設の利用促進を図る上では、北茨城市での構造改革特区にて取組まれた郷土料理や自家製どぶろくを提供する「農家民宿」の利用促進を図り、地域での新たな農家民宿の開業を導く。また、常陸太田市旧里美村で取組まれている古民家を再生し会員制の宿として貸し出す取組みをモデルに推進する。そして、「初原ぼっちの学校」や「盛金WACローカルアクティベーション協議会」で取組まれている廃校活用による活動拠点に宿泊機能を新たに付加させその利用促進を図り、組織育成を導き出す。

既存の民宿・研修所・旅館・ホテル・公的宿泊施設等の利用促進を図る上では、二地域居住を望む都市住民に対して、地域ぐるみで施設利用に関する割引や特典等を設け、その利用促進を図る。

半定住型の住宅提供としては、県内の笠間市や八千代町にある「ラウベ(簡易宿泊施設)付き滞在型市民農園」をモデルに、その整備促進を図る。特に、特定農地貸付法の改正に伴い、市民農園を開設主体として地方自治体、JA以外の農地所有者、NPO、民間企業等でも、市民農園を開設することができるようになり、民間企業やNPO等のノウハウや活力発揮に向け、滞在型市民農園を通じて導き出し、地域活性化を図る。

その際、茨城は、温暖な気候と肥沃な土地に恵まれているため、多種多様な農作物の実りを比較的容易に享受することができ、豊かなスローライフの実現が可能であることを積極的にPRしていくことが重要である。

一方、空き家活用に向けては、その需要と供給を促す空き家情報バンクの創設、集落・地区ぐるみでの対応や地元企業(リフォーム、不動産)との連携を通じて、半定住型の住宅提供が可能となる取組みを推進する。

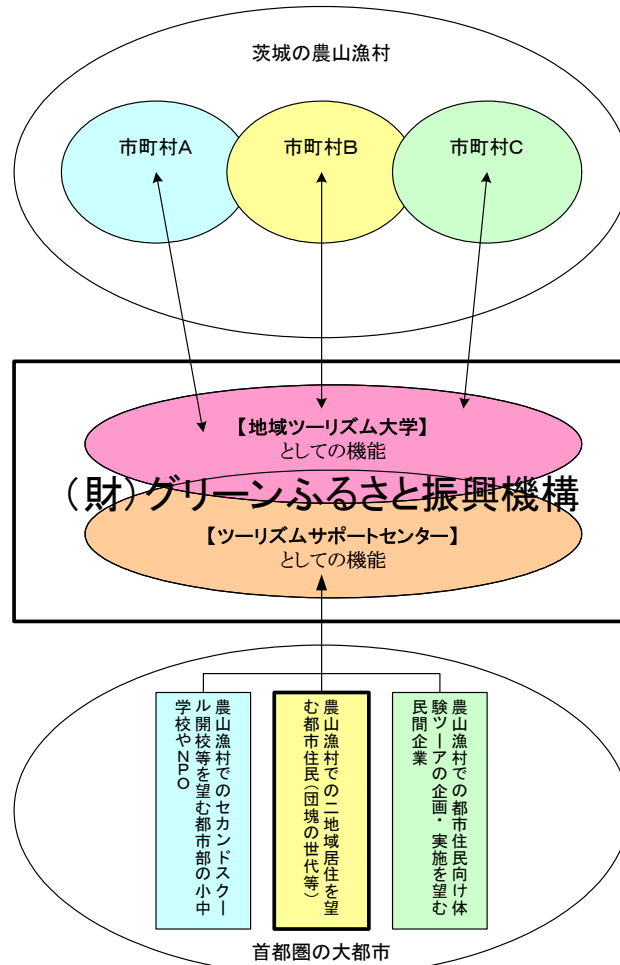
3 茨城型二地域居住の推進方策

(1) グリーンふるさと振興機構を中核とする

茨城型二地域居住の推進

都市住民の滞在・田舎暮らしを支援する「都市農村交流活動組織」、二地域居住を望む都市住民等と都市農村交流活動組織とを結びつけコーディネートする「(財)グリーンふるさと振興機構」、両者の活動を側面から支援する「市町村・県」との連携のもと、茨城型二地域居住を推進する。

その推進に際しては、「(財)グリーンふるさと振興機構」に、「ツーリズム大学」や「ツーリズム・サポートセンター」としての新たな機能を付加させ、都市と農山漁村とをつなぎ、人・もの・情報などの往来を促進させる。ここでいう「ツーリズム大学」とは、地域の中核として、人材育成や交流・居住をコーディネートする機関で、農山漁村で展開される「都市農村交流活動」を「ツーリズム大学各学部」として位置づけることにより、連携強化を図る。また、「ツーリズム・サポートセンター」とは、地域の中核として、都市住民に対して交流・居住に関する情報提供や相談等を行うコーディネート機関である。



(2) 二地域居住の推進方策

① 人材育成・事業化支援活動

● 人材育成

茨城型二地域居住を推進するため、各種指導マニュアルを作成し、都市農村交流活動組織や地域リーダー等を対象に、専門アドバイザーを派遣し、人材育成に向けた研修会を開催する。

● 事業化支援

具体的な事業化に向けた農山漁村での体験学習プログラム化、モニターツアー、各種調査、都市部との新たな組織・団体提携等の取組みを支援する。

② 情報提供活動

都市住民のニーズに応じた適切な情報を提供できるよう、多様な情報媒体を活用し、信頼性の高い総合的かつ、効果的な情報を提供する。

● インターネットを活用した専用ホームページでの効果的な情報提供

都市住民の多様なニーズに対応した各種情報を専用ホームページにて提供する。また、二地域居住を希望する都市住民の確保と、迅速な情報提供を行う手段として会員制によるメールマガジンを発行し、効果的に情報を提供する。

- 食の魅力に関する情報(農林水産物・直売所の紹介、郷土料理のレシピ紹介、地域食材を使う飲食店の紹介等)
- 体験・学習に関する情報(体験学習プログラム、都市農村交流活動組織の紹介等)
- 健康増進に関する情報(温泉施設、健康増進プログラム等の紹介等)
- 滞在・居住に関する情報(既存宿泊施設の紹介、滞在型市民農園の紹介、空き家利用に関する紹介等)

● 出版物の提供

高齢者層においては、インターネットの使い方がわからず、また、そのハード環境が整っていない場合が多くみられ、それに対応した紹介ガイド、ニュースレター等の出版物の提供を行う。また、同時に、HP等でもその情報を提供する。

③コーディネート活動

●ワンストップ型相談窓口の設置

ホームページ上での情報提供以外に、詳細な情報を求める都市住民に対して、専用の相談窓口を設置し、専属の相談員(アドバイザー)による対応を行う。

●都市部でのPRや相談会等の開催による都市への働きかけ

大都市部でのイベントや相談会開催等を通じて、二地域居住を望む都市住民、農山漁村でのセカンドスクール開校等を望む都市部の小中学校やNPO、農山漁村での都市住民向け体験ツアーの企画・実施を望む民間企業等を対象に、茨城の農山漁村へと誘導するプロモーション活動を進め、農山漁村での事業化に向けた取組みと連動させる。

●茨城型空き家活用モデルの検討

空き家活用に向けて、その需要と供給を促す空き家情報バンクの創設、集落・地区ぐるみでの対応や地元企業との連携を通じて、半定住型の住宅提供が可能となる取組みを推進する。

STEP1 「空き家調査の実施」

- ・空き家調査の実施による空き家総数の把握と、所有者の意識・意向把握

STEP2 「空き家情報バンクの創設」

- ・空き家情報バンクの創設による空き家活用の促進
- ・空き家の状態に応じた修繕費、家賃等のモデル試算の検討

STEP3 「集落・地区ぐるみによる空き家活用に向けた取組みの推進」

①スムーズな二地域居住を支えるプログラム構築

二地域居住を希望する都市住民が田舎での生活スタイルを理解し、集落になじみやすくなるように、また受入側もその準備ができる仕組みを構築。

・田舎暮らしイベント

物件見学会や田舎暮らしの紹介、農業体験など、当該集落・地区での定住に関心のある都市住民の参加を募る。

・田舎暮らし説明会

空き家等の物件に関心を持ち、二地域居住を希望する人に対し、集落・地区での自治活動や慣習などを説明する。

・二地域居住準備委員会

集落自治会、入居物件のある隣保住民が参加する委員会で情報を共有した上で、空き家等の所有者に紹介する。

・交渉

実際の賃貸等の契約については、二地域居住希望者と所有者の間で行うことが基本。

- ②様々な課題に対応し安心して二地域居住のできるプログラム構築
 リフォームの推進や「農」のある暮らしの実現等にも対応できる仕組みを構築する。
- ・田舎暮らしクラブの設立
 当該集落・地区との交流や定住に関心が高い都市住民の登録により設立。情報の中心的な発信先となる。
 - ・二地域居住希望グループの設立支援
 田舎暮らしクラブの取組みを通じて、「農」のある暮らしなど、テーマを持って二地域居住を希望する都市住民が集まったグループ設立を交流等を通じて支援する。
 - ・地元企業との提携と紹介
 空き家のリフォームや賃貸借契約等の場面で、地元企業が活躍できるよう連携体制を整え、紹介できるようにする。

《農家が空き家を貸したくない主な理由》

| | |
|---------------------------------|---|
| ●お盆や正月には帰省するから貸せない | 盆暮れに帰省し、また、家財道具や仏壇がそのまま置いてあるので貸せない。 |
| ●知らない人に貸したくない | 見も知らずの人に貸しても、「もし近所に迷惑をかけたら」との心配から貸すことを躊躇する。 |
| ●家賃が安く、採算に合わない | 家賃が月2万～3万円というところが多く、家屋の傷みがひどく修繕したらきりがない。少し手を加えるだけで数十万円は軽く越す。借家人からとやかく言われなくてもかぎらず、そんな面倒なことはそろばんがあわない。 |
| ●一度貸すと後が面倒で、返してくれないのではないかと不安になる | 借家は、現状のまま貸し、修繕するのは借り手が自己費用で行う場合が多い。借り手が風呂釜一つ替えるにも中途半端なお金ではない。 借家を出るときは、そのまま残置し、その費用を家主に請求しない契約になっていても、借主が費用請求するのではないかと、一度貸すとなかなか返してくれないのではないかと不安になる。 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 修繕不要の空き家 | ・地元建設業との連携による対応(募集時の修繕計画案・見積の提示等) |
| 小規模な修繕が必要な空き家 大規模な修繕が必要な空き家 | ・リフォームを推進し空き家の活用を促進する契約等の検討(家賃一括払いと定期借家権の組み合わせなど) |
| 修繕が不可能な空き家 | ・古材活用の取組による古家物件の活用促進 |

STEP3を進める際の、集落・地区での二地域居住の基本的考え方(例)

<その1>

〇〇〇集落・地区の総合的な活性化をめざし、二地域居住を進める。単に人口を増やすためではなく、都市住民の定住や地域住民との交流により、集落・地区の環境や文化、くらし、経済などを総合的に活性化するため二地域居住を進める。

<その2>

都会等から一挙に移住者を増やすのではなく、都市住民による来訪や交流、半定住・週末滞在など二地域居住を進めつつ、最終的には定住者を獲得する。

<その3>

〇〇〇集落・地区の暮らしになじみ、できれば課題に対応できる二地域居住を求める。

◇集落・地区のルールを理解し、問題を起こさない人

◇自然だけではなく、コミュニティとの関わりや文化も合わせて求め、地域の魅力を住民に再発見させてくれる人

◇地域の課題に積極的に対応できる人

<その4>

〇〇〇集落・地区の景観に溶け込み、配慮したデザインでの空き家の活用を図る。

④普及推進活動

二地域居住に関する県民への理解と協力を促進すたる、フォーラムやシンポジウム等を開催する。

都市住民や都市の企業・学校等に対して、茨城の農山漁村へと誘導する働きかけを進めるため、大都市部でのイベントや相談会等を開催する。

⑤交通・情報ネットワークの整備(中長期的取組み)

茨城型二地域居住の進捗状況を踏まえ、茨城型二地域居住の促進に資する交通・情報ネットワークの整備を促進する。

⑥二地域居住の社会化に向けた検討(中長期的取組み)

茨城型二地域居住の進捗状況を踏まえ、学識経験者、民間企業、NPO、行政等の参画のもと二地域居住検討委員会を設置し、新たな休暇や就業に係る社会制度、都市・農山漁村間の各種交通費負担軽減策、農山漁村でのゴミ処理等の都市住民の費用負担、リバースモーゲージ制度導入等のあり方を検討し、茨城型二地域居住の取組みに反映させるとともに、国や民間企業などに働きかけていく。

(3) 多様な主体の参画と協働による推進体制の構築

茨城型二地域居住推進の中核的役割を担う「(財)グリーンふるさと振興機構」が持つ実績やノウハウ等の蓄積された資産活用を図り、県内の「都市農村交流活動組織」とのネットワークのもと、茨城型二地域居住の推進を図るとともに、県内外で地域貢献活動を進めている大学、CSR(企業の社会的責任)活動を進めている民間企業等との連携を図り、それらが持つ独自の専門的ノウハウや抱えている人材を、茨城型二地域居住の推進を通じて活用していくことが重要である。

また、都市と農村の共生・対流を推進し、都市住民に対して多様な情報提供をしている関係団体(都市農山漁村交流活性化機構をはじめとする公益法人、NPOふるさと回帰センターをはじめとするNPO)等との連携を強化し、茨城型二地域居住を望む首都圏の都市住民に対して効果的に情報を伝えていくことが重要である。

【参考資料】

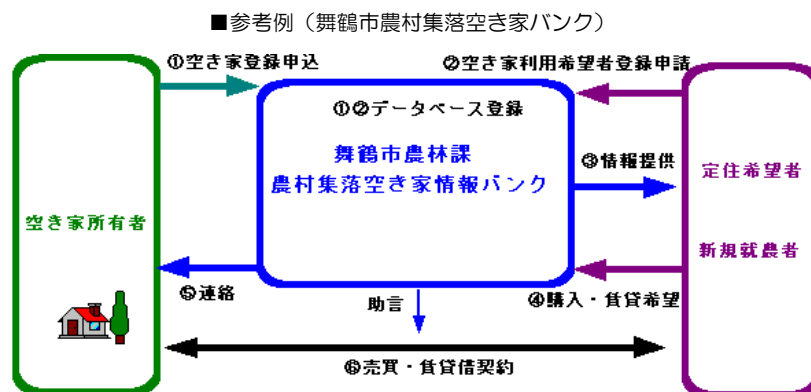
【参考資料①】

(1) 空き家活用を促す「空き家情報バンク」の取組み

「空き家情報バンク」とは、市町村の公的機関等が開設する空き家情報バンクを通じて、空き家提供者と、空き家利用希望者とを橋渡しする仕組みをいう。

「空き家情報バンク」が見出された背景には、空き家そのものは個人財産であり、その管理等に行政が関わるべきものではないが、農村集落の維持・発展を考える上では、空き家は貴重な地域資源であり、その保全・活用のために行政が可能な限り積極的に関与していかうとすることから生まれた。

事例①京都府舞鶴市の「農村集落空き家情報バンク」の取組み



京都府舞鶴市の「農村集落空き家情報バンク」は、農村機能の維持と都市農村交流による地域活性化を図ることを目的に、平成 12 年からこの取組みが始まった。

このシステムは、空き家等を所有する提供者からの申込み、舞鶴市への移住等を希望する利用者からの申込みを市が「情報バンク」として受付け登録し、利用者の希望と物件が合致したとき連絡をする。登録できる情報は、市内の農村集落にある空き家で、また附帯物件として農地がある場合は、農地の情報も登録する。登録は情報提供者から登録取消しの申し出がない限り、引き続き行われ、登録期間中も所有者の空き家・農地の利用や処分などは自由に行え、取消しの申し出があればいつでも取り消すことができるというものである。

この「農村集落空き家情報バンク」は、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に関する情報を提供するシステムであり、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接市は関与しない。

平成 13 年度から開始したこの取組みにより、平成 16 年度現在、空き家情報バンク登録者約 85 人で、8 組 15 人の定住が実現している。一方、課題として、空き家物件の登録が少なく、空き家調査の実施による物件情報の確保、都市住民向け空き家見学会の開催等による取組みが挙げられる。

舞鶴市告示第76号

舞鶴市農村集落空き家情報バンク制度要綱を次のように定める。

平成12年10月1日

舞 鶴 市 長 江 守 光 起

舞鶴市農村集落空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市における農村機能の維持及び農村と都市の交流による地域の活性化を図るため、農村集落空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農村集落空き家情報バンク制度 舞鶴市内の農村集落に存する空き家(空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。)に関する登録及び新規就農、農村回帰等を目的として空き家の利用を希望する者(以下「空き家利用希望者」という。)に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対してあっせんを行うシステムをいう。
- (2) 農村集落 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する都市計画区域のうち市街化調整区域又は都市計画区域以外の区域における農村をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) あっせん 空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又は空き家利用希望登録者に対して有用なものを提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、農村集落空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 農村集落空き家情報バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、舞鶴市農村集落空き家情報バンク登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、舞鶴市農村集落空き家情報バンク登録データベース(以下「空き家データベース」という。)に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、農村集落空き家情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(この要綱において「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家データベースの登録の抹消)

第6条 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家データベースの登録の抹消の届出があったときは、当該空き家データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家利用希望者の登録の申込み等)

第7条 農村集落空き家情報バンク制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする者(以下「空き家利用希望申込者」という。)は、舞鶴市農村集落空き家情報バンク登録申込書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を舞鶴市農村集落空き家利用希望者情報バンク登録データベース(以下「空き家利用希望者データベース」という。)に登録しなければならない。
 - (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、農業活動、教育文化芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
 - (2) その他市長が適当と認めた者
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該空き家利用希望申込者に通知するものとする。

(空き家利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた空き家利用希望申込者(この要綱において「空き家利用希望登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家利用希望者データベースの登録の抹消)

第9条 市長は、空き家利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家利用希望者データベースの登録の抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(あっせん等)

第10条 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家データベース及び空き家利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

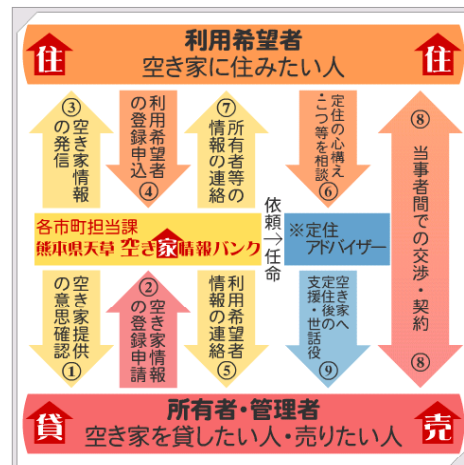
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

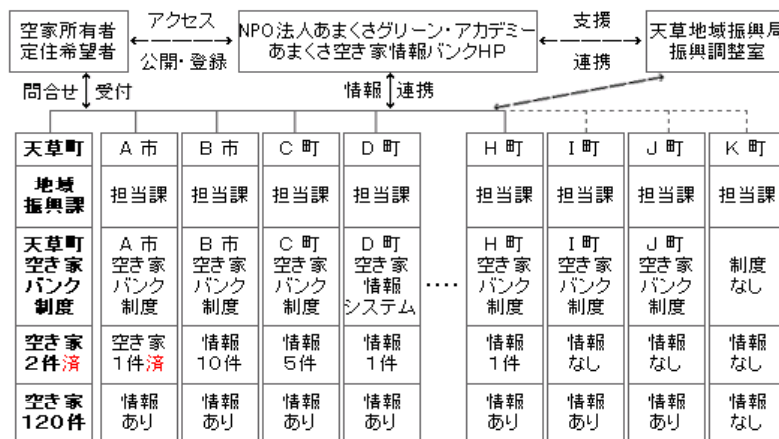
事例②熊本県天草地域での広域型「空き家情報バンク」の取組み

広域連携による新たな試みとして、熊本県天草地域において、定住アドバイザーの相談機能を付加した空き家情報バンク等の仕組みづくりの試みが行われている。

天草地域振興局では、空き家を活用した定住・交流促進事業の一環として、天草町空き家バンクを照会するためのパンフレット作成、管内全市町の空き家アンケート調査の実施(約 400 件の空き家件数中 71 件で賃貸・売却の可能性)、NPO・市町・振興局との協働による管内での体制づくり、天草地域での空き家情報の一元化のためのホームページ作成が行われた。



天草全体の地域的空き家情報バンクの構築(模式図)



天草管内の市町においては、京都府舞鶴市の「農村集落空き家情報バンク制度」を参考に、天草町にて町内に定住(Uターンも含む)する 6 名を定住アドバイザーに任命し、「空き家バンク制度」が創設され、パンフレットや町ホームページ等で広報し、その結果、約 60 件の問合せがあり、うち約 20 件が移住相談で、条件が合った 2 件が天草町に移住した。

一方、天草町で行われた空き家調査では、約 120 件の空き家を調査し、賃貸もしくは売買可能な物件を探したところ、最終的に 2 件しか残らず、多くの空き家は、①家財道具や仏壇が置いてあるから、②盆と正月に帰省するから、③大がかりな改修が必要である、④現在はライフラインが整備されていない、⑤見ず知らずの人に貸せない、財産を奪われないうかといった理由で提供を断ることが明らかになった。

〇〇市(町)空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、〇〇市(町)における空き家の有効活用を通して、〇〇市(町)民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 〇〇市(町)空き家情報バンク制度

〇〇市(町)内に存する空き家(空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。)の登録及び〇〇市(町)への定住等を目的として空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して斡旋を行うシステムをいう。

(2) 所有者等

当該空き家に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 斡旋

空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又は利用登録者に対して有用なものを提供することをいう。

(4) 定住アドバイザー

既に〇〇市(町)に定住している住民(Uターンを含む。)や、空き家のある地域に住んでいる住民の中から、市(町)長が任命し、利用登録者に対して、自らの定住体験や日常生活等に基づく情報等を提供・助言し、定住を支援する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、〇〇市(町)空き家情報バンク登録申込書(様式第1号)を市(町)長に提出しなければならない。

2 市(町)長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、〇〇市(町)空き家情報バンク登録データベース(以下「空き家データベース」という。)に登録しなければならない。

3 市(町)長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

4 市(町)長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(この要綱において「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市(町)長に届け出なければならない。

(空き家データベースの登録の抹消)

第6条 市(町)長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は 空き家データベースの登録抹消の届出があったときは、当該空き家データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空き家情報バンク制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする者(以下「利用申込者」という。)は、「〇〇市(町)空き家情報バンク利用希望者登録申込書(様式第2号)及び誓約書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市(町)長に提出しなければならない。

2 市(町)長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を〇〇市(町)空き家利用希望者登録データベース(以下「利用希望者データベース」という。)に登録しなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済・教育・文化・芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、〇〇市(町)の自然環境・生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(3) その他、市(町)長が適当と認めた者

3 市(町)長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用申込者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用申込者(この要綱において「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市(町)長に届け出なければならない。

(利用希望者データベースの登録の抹消)

第9条 市(町)長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家利用希望者データベースの登録抹消の届出があったとき。

(5) その他市(町)長が適当でないと認めたとき。

(定住アドバイザーの設置等)

第10条 市(町)長は、利用登録者の〇〇市(町)への定住等を支援するため、〇〇市(町)の生活情報や習慣、その他、利用登録者が必要とする情報等を提供・助言するための定住アドバイザーを設置できることとする。

2 定住アドバイザーは、既に市(町)外から〇〇市(町)に定住している者(Uターン者を含む。)や、空き家のある地域に住んでいる者の中から、適当と思われる者を任命する。

3 定住アドバイザーは、利用登録者から相談を受けた場合、自らの定住体験から得られた情報等について、有利・不利に関わらず率直に伝え、利用登録者の客観的で冷静な判断に資するとともに、不安や誤った認識の除去に努め、また、定住後の支援も地域住民と一緒にやって行うこととする。

(斡旋等)

第11条 市(町)長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家データベース及び利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市(町)長は、空き家登録者及び利用登録者が行う、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は平成 年 月 日から施行する。

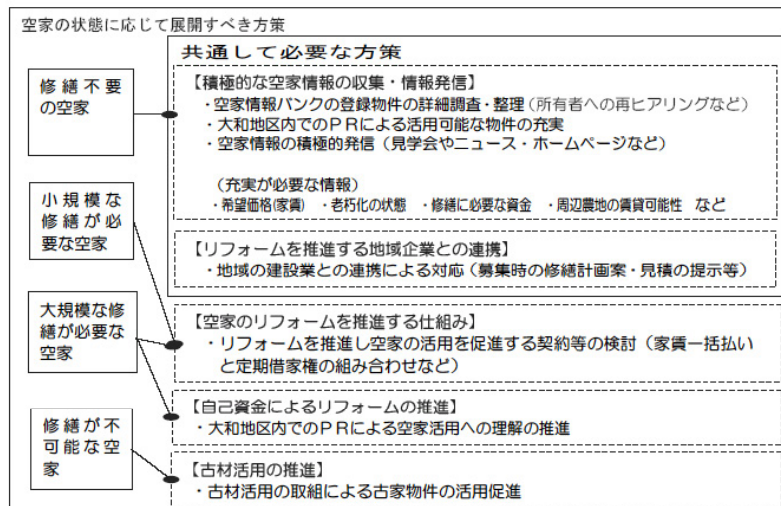
(2) 地域ぐるみによる空き家活用等の新たな試み

事例③兵庫県旧八千代町大和地区での多自然居住の取組み

兵庫県多可町(旧八千代町大和地区)では、「滞在型市民農園の利用」、「空き家活用による定住促進」、「新規宅地供給による定住促進」という3つの展開方策を柱に、多自然居住(自然に親しみ、自然に学び、地域社会への貢献等を通じて、自然と共生する新しいライフスタイル=新・田舎暮らし)の取組みを進めている。

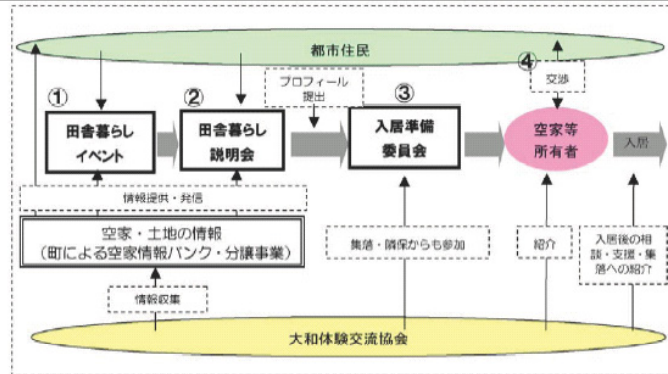
その展開方策のひとつである空き家活用に向けた取組みとして、現在、空き家情報バンク制度が運用されているが、より積極的に空き家を活用し、NPO法人等による空き家情報の提供や空き家の貸借と転貸(特区認定済)を視野に、地区ぐるみでの展開が模索されている。

以下、空き家活用に向けた展開方策に関する基本的考え方を示す。



移住希望者のスムーズな移住を支えるプログラム構築においては、大和地区での田舎の良さを大切に、都市に住む方の定住を支援・促進し、田舎になじんでもらうために、大和体験交流協会を主体に、二段階の定住支援・促進のプログラムを想定している。

STEP1 スムーズな移住を支えるプログラム構築（当面目指すべき仕組み）
 ・第1段階として、多自然居住を希望する都市住民が田舎での生活スタイルを理解し、集落になじみやすくなるように、また受け入れ側もその準備ができる仕組みを構築します。



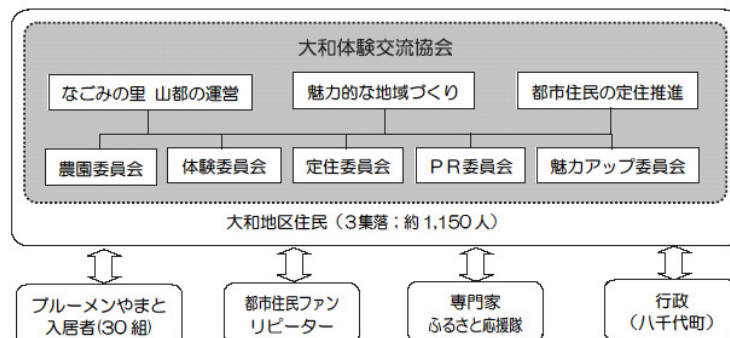
| 当面目指す主な仕組み・機能 | |
|---------------|--|
| ①田舎暮らしイベント | ・物件見学会や田舎暮らしの紹介、農業体験など。大和での定住に関心のある都市住民の参加を募る。 |
| ②田舎暮らし説明会 | ・空家等の物件に関心を持ち、大和での定住を希望する方に対し、大和地区での自治活動や慣習などを説明。 |
| ③入居準備委員会 | ・集落自治会、入居物件のある隣保住民が参加する委員会で情報を共有した上で、空家等の所有者に紹介する。 |
| ④交渉 | ・実際の売買や賃貸の契約については、定住希望者と所有者の間で行うことが基本。 |

STEP2 様々な課題に対応し安心して移住のできるプログラム構築（将来目指すべき仕組み）
 ・第2段階として、リフォームの推進や「農」のある暮らしの実現等にも対応できる、積極的に多自然居住を推進する仕組みを構築するため、下記のような新たな仕組み・機能を充実します。

| 充実すべき仕組み・機能 | |
|----------------|--|
| ①田舎暮らしクラブの設立 | ・大和地区との交流や定住に関心が高い都市住民の登録により設立。情報の中心的な発信先となる。 |
| ②定住希望グループの設立支援 | ・田舎暮らしクラブの取組を通じて、「農」のある暮らしなど、テーマを持って定住を希望する都市住民が集まったグループの設立を交流等を通じて支援する。 |
| ③不動産取引機能の確保 | ・空家のリフォームを推進する仕組みなど、複雑な契約をスムーズに行うため、将来的に不動産取引のできる機能が必要となる。 |
| ④業者等の紹介 | ・空家のリフォームなどの場面で、地域の企業が活躍できるよう、連携体制を整え、入居時などに紹介できるようにする。 |

■多自然居住の推進体制

大和地区の活性化交流施設「なごみの里 山都」の運営組織である「大和体験交流協会」を、多自然居住の推進を含む、大和地区全体の地域運営組織として再編・拡充し、町やブルーメンやまど入居者、都市住民等と連携しながら、多自然居住の地域づくりを進めます。



(3) 古民家再生の取組み

事例④NPOたんばささやまによる古民家再生プロジェクトの取組み

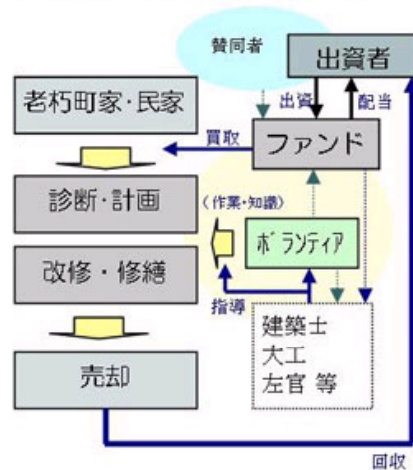
伝統的な町屋や古民家は改修費用が多額であることなどから、現在の市場経済原理では取り壊されていく運命にあり、丹波のまちづくりに取り組むNPO法人「たんばぐみ」では、市民ファンドによる資金造成とボランティアによる改修で町屋や古民家を再生し、市場に流通させるシステムの仕組みづくりを目指し、平成17年から進めている。

現在、この実験事業として、伝統的な町屋の再生事業が丹波篠山で始まっている。

【古民家再生の仕組み】

- ① 町並み景観や集落景観保全等のために再生事業を実施する物件を選定して公表
- ② 賛同者に出资を募り、この物件を買収
- ③ ボランティアを募集し、専門家の指導のもとに改修を実施
- ④ 改修した建物を売却して資金を回収し、出資者に分配

ボランティアと市民ファンドによる「古民家再生」の仕組みイメージ



ボランティア活動の内容としては、以下のものとなっている。

- ① 実験事業の場として、篠山市において「立町の町屋」と「やくら」の2物件を用意。
(※出資者の募集は行わず、ボランティアによる改修の可能性を検証する。)
- ② 専門家の指導を受けながら改修作業を行う。
- ③ ボランティア作業は、月に2回程度(原則として第1、第3土曜)行う。
- ④ 趣旨に賛同する人、技術を取得しようという意欲のある人ならば誰でも参加できる。

古民家再生に向けた取組みは、全国各地で行われているが、市民ファンドを導入した古民家再生の取組みは、まだ全国に例がない。

課題として、町屋の売買などを行う法人の設立、大工など専門家に支払う日当基準等が挙げられる。

【参考資料②】

●二地域居住の経済効果試算の事例

二地域居住に係る経済効果試算に関する参考事例として、京都府立大学農学部教授の宮崎猛氏による、滞在型市民農園等を含む各種都市農村交流施設の整備を実施している「兵庫県八千代町」を対象に、産業連関分析から町内の都市農村交流産業による経済効果に関する実証研究を以下に示す。なお、この実証研究は、「都市農村交流に係る市場規模等算定手法確立の調査検討(平成15年3月作成、実施主体:財団法人都市農山漁村交流活性化機構)」の一環として実施されたものである。

1 実証研究の概要

本実証研究は、兵庫県八千代町の産業連関分析から、町内の都市農村交流産業による町経済の波及効果を明らかにしたものである。都市農村交流産業は、とくに中山間地域の経済において重要な役割を果たしており、都市農村交流の市場規模は全国的には未だ小さいが、中山間地域の少なからぬ町村では一定の地歩を占めている。その実証研究を八千代町で実施した分析の要点は、次の4点である。

- ① 八千代町と兵庫県の平成2年度を100とした12年度の町・県内総生産の指数は、八千代町118.2、兵庫県106.6、同じく町・県民所得の指数は、八千代町122.2、兵庫県108.8である。中山間地域の八千代町は、都市農村交流産業に先導されて兵庫県を上回る経済成長を達成している。
- ② 八千代町への訪問者(日帰り143千人、宿泊22千人)はすべて交流人口であり、町内消費額とその内容の違いから、滞在型市民農園利用者、20km圏外からの日帰り客、20km圏内からの日帰り客(日常圏利用者)、宿泊客の4類型に区分できる。宿泊客は交流施設を主目的に訪れて、町内消費の大半を交流施設で消費する。交流施設の日常圏(20km圏内)利用者は交流施設以外で多くを消費している(表A-1)。
- ③ 平成9年度版の八千代町産業連関表から、各産業部門・交流施設の(生産額+間接効果額+誘発効果額)÷生産額の経済波及効果の倍率をみると、都市農村交流施設は町内の第三次産業の主要部門と同様に高い倍率を示しており、町内産業との連関性が高い。エアレーベン八千代のように豆腐原料の大豆等を地産地消している交流施設では、産業連関性がとくに高くなる。
- ④ 平成9年度1年間の交流人口が八千代町内で消費した総額は7億7,471万円、このうち4つの都市農村交流施設での消費(売上)額は4億3,727万円(56.4%)である。交流人口の消費総額が八千代町に与えた経済波及効果は、12億1,394万円であり、同年度の同町全産業生産額259億円の4.7%に相当する。

【表A-1 八千代町内での消費額の単価と構成比】（単位：％）

| 項目 | 滞在型市民農園 | 日帰り客 | | 宿泊客 |
|-------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| | | 20km圏外 | 20km圏内 | |
| 都市農村交流施設 | 54.4 | 58.1 | 21.9 | 91.7 |
| その他の飲食・小売店等 | 45.6 | 41.9 | 78.1 | 8.3 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 1人・組当り町内消費額 | 1組当り年間 155,111円 | 1人・1回当り 5,096円 | 1人・1回当り 9,640円 | 1人・1回当り 15,092円 |

2 実証研究の内容

(1) 八千代町の概要

兵庫県八千代町を対象に産業連関表を作成して、町内の都市農村交流産業が与える町経済への波及効果について分析する。またアンケート調査結果から、同町の都市農村交流人口(以下、交流人口)を4つのタイプに区分して、交流人口が町経済に与える波及効果を明らかにする。

1) 地域の概要

兵庫県多可郡八千代町は、阪神圏から車で約1時間30分の距離にあり、周辺を山に囲まれた中山間地域である。同町の人口は、平成12年(国勢調査)現在6,206人、高齢化率22.0%である。住民基本台帳の人口は、12年6,129人、13年6,128人、14年6,205人と微増傾向にあり、町営住宅の整備や工場誘致により、人口の自然減を上回る人口の社会増をもたらしつつある。

同町の総面積は5,307ha、その内訳は森林・原野86.2%、田5.0%、畑0.4%、宅地2.1%等である。同町は3小学校区、15集落からなり、1集落当り人口は、大規模である。同町の平成12年(国勢調査)現在の就業人口は3,078人、その内訳は第1次産業4.4%、第2次産業53.5%、第3次産業40.4%である。これまでの繊維産業(播州織)中心の産業構造から、都市農村交流産業等の第3次産業が拡大している。

平成10年現在の農地面積は290ha、田266ha、畑23ha、樹園地1haである。平成12年(農業センサス)現在の農家数は478戸、専業農家は23戸と少なく、大半は第2種兼業農家、自給的農家である。ほ場整備率は96%以上であるが、担い手の高齢化と後継者不足により、休耕地や荒廃地が増加してきている。平成12年度の農業粗生産額は、3億8,600万円であり、その内訳は米1億7,500万円、畜産1億800万円、野菜6,000万円等である。

2) 都市農村交流産業の展開

八千代町には、平成15年1月現在、7ヵ所の主要な都市農村交流施設がある。

| 施設 | 開設年次 | 主要施設内容 |
|------------------------|-------|----------------------------|
| エーデルささゆり(中野間地区) | 平成2年 | ホテル、レストラン、チャペル |
| 林泉荘(俵田地区) | 昭和41年 | 食堂と料理旅館 |
| フロイデン八千代(俵田地区) | 平成5年 | 滞在型市民農園60区画 |
| コープこうべのふるさと村八千代(中野間地区) | 平成6年 | バンガロー、レストラン、キャンプ場、レンタサイクル等 |
| エアレーベン八千代(中野間地区) | 平成9年 | レストラン、直売、加工体験 |
| マイスター工房八千代(中村地区) | 平成13年 | 女性・高齢者の農産加工、販売、レストラン |
| ブライベンおおや(大屋地区) | 平成14年 | 滞在型市民農園20区画 |

各々の交流施設の総数と売上額の推移を、表B-1に示している。同町の都市農村交流産業の売上額は、平成5年度の2億700万円から9年度と11年度の5億3,400万円へと増加したが、13年度には5億3,000万円に若干減少した。参考のために、表B-2の町内総生産に占める都市農村交流産業の売上額のパーセントを計算すると、平成5年度の1.8%から11

年度の4.7%へと拡大している。町内総生産(付加価値)と売上額(粗生産額)とは単純に比較してはならないが、両者の伸び率のいずれが大きいかの相対比較のために行っている。

【表B-1 八千代町における都市農村交流産業の展開】(単位:カ所、百万円)

| 項目 | 平成5年度 | 7 | 9 | 11 | 13 | 備考 |
|---------------------|-------|-----|-----|-----|-----|--|
| 都市農村交流施設の総数 | 3 | 4 | 5 | 5 | 6 | 平成14年度現在 は7カ所 |
| 売上額の合計 | 207 | 435 | 534 | 534 | 530 | 平成5年から11年 にかけて、町内総 生産は2.1%減 少。都市農村交 流産業は2.6倍 へ。 |
| 町内総生産に占める都市農村交流産業の% | 1.8 | 3.7 | 4.4 | 4.7 | — | |

(資料)各事業所からのヒアリング調査結果

【表B-2 八千代町と兵庫県の経済成長率の推移】(単位:億円、%)

| 年度 | 県町内総生産 | | | | | | 県町民所得 | | | |
|-----|-----------|----------------|----------------------------|-----------|----------------|----------------------------|----------|----------------|----------|----------------|
| | 八千代町 | | | 兵庫県 | | | 八千代町 | | 兵庫県 | |
| | 町内 総生産 | 対前 年増 減率 | 平成2 年度を 100とし た指数 | 県内 総生産 | 対前 年増 減率 | 平成2 年度を 100とし た指数 | 町民 所得 | 対前 年増 減率 | 県民 所得 | 対前 年増 減率 |
| 平成2 | 99 | — | 100.0 | 139,656 | — | 100.0 | 135 | — | 150,030 | — |
| 3 | 110 | 10.8 | 110.8 | 144,194 | 3.2 | 103.2 | 143 | 6.0 | 159,082 | 6.0 |
| 4 | 118 | 7.2 | 118.8 | 147,766 | 2.5 | 105.8 | 151 | 5.5 | 162,410 | 2.1 |
| 5 | 116 | △1.6 | 116.9 | 150,084 | 1.6 | 107.5 | 156 | 3.8 | 162,683 | 0.2 |
| 6 | 113 | △2.8 | 113.6 | 144,540 | △3.7 | 103.5 | 160 | 2.3 | 157,341 | △3.3 |
| 7 | 119 | 5.0 | 119.4 | 155,546 | 7.6 | 111.4 | 173 | 8.0 | 166,535 | 5.8 |
| 8 | 127 | 6.8 | 127.5 | 161,043 | 3.5 | 115.3 | 177 | 2.6 | 175,332 | 5.3 |
| 9 | 121 | △4.5 | 121.8 | 157,340 | △2.3 | 112.7 | 163 | △8.2 | 172,017 | △1.9 |
| 10 | 113 | △6.5 | 113.8 | 145,720 | △7.4 | 104.3 | 156 | △3.8 | 160,490 | △6.7 |
| 11 | 114 | 0.6 | 114.5 | 145,623 | △0.1 | 104.3 | 159 | 1.5 | 160,624 | 0.1 |
| 12 | 117 | 3.2 | 118.2 | 148,866 | 2.2 | 106.6 | 165 | 3.8 | 163,249 | 1.6 |

(資料)兵庫県統計課「市町民経済計算」11年度版、12年度は、12年度版から対前年増加率で計算。

表B-2は、八千代町と兵庫県の過去10年間の経済成長率の推移を示している。八千代町は中山間地域の農山村経済であるのに対して、兵庫県の主力は瀬戸内側の都市経済である。平成2年度を100とした12年度の県町内総生産の指数をみると、八千代町は118.2と高いのに対して、兵庫県は106.6と低い。また、1年ごとの県町内総生産の対前年

増減率を比較すると、八千代町が兵庫県を上回るのは7年間であるのに対して、下回るのは3年間と少ない。

表B-2から、県町民所得についても県町内総生産と同様のことが指摘できる。平成2年度を100とした12年度の県町民所得の指数をみると、八千代町は122.2と高いのに対して、兵庫県は108.8と低い。

以上、中山間地域の八千代町経済は都市農村交流産業に先導されて都市経済中心の兵庫県経済を上回る経済成長を達成してきている。この要因を、以下の分析で明らかにする。

(2) 都市農村交流施設の地域経営

1) 地域経営の3つのタイプ

地域経営には、①自治体やJAの職員、普及員や営農指導員等の地域農業関係機関が連携して、地域農業に係わる課題について計画の策定・実行・評価をして行く地域マネジメント、②地域住民が、自分たちの地域について学習し、資源を再発見して、活性化のための活動を展開することにより、人づくりと地域づくりを達成する村づくり活動、③地域住民が共同して、営農や農産物加工、都市農村交流等の経済事業体を経営することの3つのタイプがある。

地域経営の3つのタイプは、古い順に①、②、③と挙げているが、住民と行政のパートナーシップが求められている今日では、3つのタイプが各々連携しながら全体として地域経営に係わる体制が望まれる。

都市農村交流に関連づけて、3つのタイプの地域経営を例示すると、①の行政・JA主導型の都市農村交流は、イベントとして通常実施される。また、表B-1に示した都市農村交流施設のうち、平成13年に民営化した林泉荘と、生活協同組合のコープこうべが経営する「ふるさと村八千代」を除いた5つの施設は町有である。これら5施設は原則として公設民営を原則に経営されており、町は経営体である「みなし法人」等に管理を委託している。また、赤字の「みなし法人」等には町から財政支援がなされている。

八千代町における村づくり活動には、①フロイデン八千代を経営する俵田集落が全住民参加で実施しているレンゲまつり、ホテル観賞会等、②西小学校区の3集落が合同で実施している西谷公園まつり等が挙げられる。

2) 八千代町の地域経営対体

都市農村交流施設を運営する地域経営体には、集落営や旧村(小学校区)営、住民や農家の有志が出資するグループ営、町やJA(農協)、森林組合等が出資した第3セクター営等がある。八千代町の地域経営体には、集落営のフロイデン八千代管理組合(俵田集落)とネイチャーパークかさた交流協会(大屋集落)、小学校区営の八千代特産加工交流協会(北小学校区の6集落)、住民グループ営の八千代ふるさと交流協会と八千代自然休養村協会がある。各々の施設と地域経営体の関係は、表B-3の通りである。いずれの地域経営体ともに、法人格は取得していない。

【B-表3 八千代町の都市農村交流施設と地域経営体】

| 施設名 | 地域経営体 | 雇用内容 |
|------------|---|--------------------|
| フロイデン八千代 | フロイデン八千代管理組合(俵田集落の全56戸) | 管理人1人、パート2人 |
| ブライベンおおや | ネイチャーパークかさがた交流協会(大屋集落の全102戸、高齢者中心) | 支配人1人、パート8人 |
| マイスター工房八千代 | 八千代特産加工交流協会(北小学校区の6集落の区長、農会長、婦人会長、老人会長等で構成) | パート20人 |
| エアレーベン八千代 | 八千代ふるさと交流協会(大豆農家6人、住民代表6人、町代表1人で構成) | 正職員4人、嘱託7人、パート7人 |
| エーデルささゆり | 八千代自然休養村協会(町、地元区長、住民代表の15人で構成) | 正職員13人、嘱託2人、パート20人 |

(3) 観光客と滞在型市民農園利用者

1) アンケート調査の実施方法

兵庫県の観光統計では、八千代町への観光入込客は、平成元年約3.1万人(うち宿泊客約8千人)、3年10万人(1万人)、5年14.3万人(1万人)、7年11.4万人(2.8万人)、9年16.5万人(2.2万人)、11年23.8万人(2.6万人)、12年17.8万人(1.6万人)、13年18.3万人(1.8万人)と推移してきた。また、八千代町には平成14年11月現在、80区画の滞在型市民農園の利用者がいる。

観光客と滞在型市民農園利用者とは八千代町に与える経済波及効果を分析するために、観光客と滞在型市民農園利用者としてアンケート調査を実施した。まず、滞在型市民農園の利用者80人を対象に、平成14年11月に郵送法でアンケート調査を実施した。27人から有効回答があり、回収率は33.8%である。次に、八千代町の観光客に対するアンケート調査を平成14年11月に主要交流施設での配布(300人)、郵送法での回収(156人)により実施した。回収率は52.0%である。

2) 滞在型市民農園利用者の町内消費額

アンケート調査結果から、滞在型市民農園の主な利用者を月に延べ4日以上利用する者として、その内訳を表B-4に示している。27区画の主な利用者は、男性35人、女性30人の合計65人であり、1区画平均で2.4人の主な利用者がいる。その年齢は、45歳以上の中高年が全体の84.6%を占めている。

表B-5から、滞在型市民農園の利用者の年間滞在日数をみると、1人平均で74.9日である。表B-6は、八千代町内の都市農村交流施設の利用頻度を示している。27人の回答者のうち、19人から21人の範囲内でいずれの交流施設も利用している。なお、「のこぎり工房」とはプライベートなおおや(滞在型市民農園)の周辺に立地する体験・休憩施設のことであり、平成14年秋に仮オープンしており、大屋集落が経営している。

【表B-4 主な農園利用者(月に延べ4日以上)の内訳】

【表B-5 年間の滞在日数の分布】

| 年齢 | 男性 | 女性 | 合計 | 構成比 |
|--------|-----|-----|-----|------|
| 60歳以上 | 13 | 9 | 22 | 33.8 |
| 45-60歳 | 15 | 18 | 33 | 50.8 |
| 30-45歳 | 1 | 2 | 3 | 4.6 |
| 18-30歳 | 2 | | 2 | 3.1 |
| 18歳未満 | 4 | 1 | 5 | 7.7 |
| 計 | 35人 | 30人 | 65人 | 100% |

| 項目 | 回答数 | 構成比 |
|-----------|-----|------|
| 20日-46日 | 4 | 14.8 |
| 50日-70日 | 11 | 40.8 |
| 80日-96日 | 4 | 14.8 |
| 100日-110日 | 6 | 22.2 |
| 140日-150日 | 2 | 7.4 |
| 計 | 27人 | 100% |

【表B-6 町内の交流施設の利用頻度】（単位：人）

【表B-7 滞在型市民農園利用者1組の町内消費額】

(単位：円)

| 頻度 | エアレーベン八千代 | エーデルささゆり | コープふるさと村八千代 | のこぎり工房 | マイスター工房八千代 | 合計 |
|---------|-----------|----------|-------------|--------|------------|----|
| 1週間1回以上 | 3 | — | 5 | 4 | 2 | 14 |
| 2週間1回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 12 |
| 1ヵ月1回 | 6 | 5 | 3 | 3 | 3 | 20 |
| 2ヵ月1回 | 3 | — | — | 1 | 1 | 5 |
| 3ヵ月1回 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 9 |
| 半年1回 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 10 |
| 1年1回以下 | 3 | 6 | 7 | 7 | 6 | 29 |
| 計 | 20 | 21 | 20 | 19 | 19 | 99 |

| 項目 | 1組当り町内消費額 |
|-------------|-----------|
| コープふるさと村八千代 | 8,611 |
| エーデルささゆり | 19,519 |
| フロイデン八千代 | 18,333 |
| エアレーベン八千代 | 20,444 |
| マイスター工房八千代 | 17,537 |
| 飲食店 | 28,852 |
| 小売店 | 30,593 |
| その他 | 11,222 |
| 合計 | 155,111 |

アンケート調査結果から、表B-7に滞在型市民農園利用者1組(1区画)が、市民農園の年間利用料金(フロイデン八千代は27万6,000円、ブライベンおおやは30万4,000円)以外に、八千代町内で消費する年間の金額を示している。コープふるさと村八千代からマイスター工房八千代までの5ヵ所の都市農村交流施設での年間消費額は84,444円(54.4%)である。他方では、交流施設以外の飲食店、小売店、その他での年間消費額は70,667円(45.6%)である。滞在型市民農園利用者の八千代町内での消費パターンは、都市農村交流施設を中心に消費する観光客の性格と、地元の商店を中心に消費する地元住民の性格とを半分ずつ兼ね備えている。

3) 観光客の町内消費額

観光客へのアンケート調査結果から、観光客の内訳は日帰り客108人(69.2%)、宿泊客43人(27.6%)、不明5人(3.2%)である。さらに、日帰り客を、八千代町から20km圏内にある加西市、小野市、西脇市、加美町、黒田庄町、市川町、社町、滝野町、中町、福崎町からの日帰り客と、20km圏外からの日帰り客とに区分する。前者は55人(50.9%)、後者は49人(45.4%)、不明4人(3.7%)である。

【表B-8 観光客1人当り町内消費額】（単位：円）

| 項目 | 日帰り客 | | 宿泊客 |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 20km圏外 | 20km圏内 | |
| コープふるさと村八千代 | 303 | 135 | 4,737 |
| エーデルささゆり | 277 | 616 | 8,032 |
| フロイデン八千代 | 10 | 0 | 163 |
| エアレーベン八千代 | 1,323 | 344 | 172 |
| マイスター工房八千代 | 1,046 | 1,016 | 740 |
| 飲食店 | 629 | 882 | 358 |
| 小売店 | 756 | 5,643 | 335 |
| その他 | 752 | 1,004 | 555 |
| 合計 | 5,096 | 9,640 | 15,092 |

アンケート調査結果から、表B-8に観光客1人当り町内消費額を示している。観光客を20km圏外の日帰り客、20km圏内の日帰り客、宿泊客の3つのタイプに区分して、1人当り町内消費額を示している。まず、総額で見ると、20km圏外日帰り客<20km圏内日帰り客<宿泊客の順序で町内消費額が大きい。八千代町内での消費パターンをみると、宿泊客は宿泊施設であるコープふるさと村八千代とエーデルささゆりで、12,769円(84.6%)を消費しており、宿泊客は、観光客の典型的な消費パターンを示している。

これに対して、20km圏内日帰り客は飲食店・小売店・その他で7,529円(78.1%)を消費しており、地元住民に類似した消費パターンを示している。20km圏外日帰り客は、5カ所の都市農村交流施設で2,959円(58.1%)、飲食店・小売店・その他で2,137円(41.9%)を消費しており、観光客と地元住民との性格を半分ずつ兼ね備えている。

3つのタイプの観光客に共通した特徴として、マイスター工房八千代への消費額が上位にあることが指摘できる。2つのタイプの日帰り客では第2位、宿泊客では第3位の消費額である。この限りで、マイスター工房八千代はいずれのタイプの観光客、交流人口にも利用ニーズが高い状況である。

(4) 産業連関分析による地域経済波及効果

1) 八千代町産業連関表の作成

兵庫県の最新の産業連関表である平成9年度版兵庫県産業連関表を基礎にして、同年度の八千代町産業連関表を作成した。94の産業部門に区分した兵庫県産業連関表を基礎に、経済統計および町内事業所へのヒアリング調査から、平成9年度の八千代町の産業部門別生産額を確定して、CILQ法およびSLQ法により投入・産出係数を修正して、八千代町産業連関表を作成した。

なお、八千代町産業連関表は、兵庫県産業連関表に基づく94の産業部門以外に、都市農村交流産業の4つの交流施設を加えて作成した。4施設の生産額と投入・産出係数は、ヒアリング調査により収集した。

2) 産業連関からみた経済波及効果

表B-9は、八千代町の産業を主要12部門に集約して、4つの都市農村交流施設を含めた産業部門別生産額(直接効果)、間接効果額、誘発効果額、および3つの効果の合

計(経済波及効果)を示している。3つの効果のうち、たとえば都市農村交流施設の1年間の売上額(生産額)は、町内で消費された直接効果となる。売上額は、所得や利益といった付加価値に回る金額と、原材料や施設・機械等の費用に回る金額とに分かれる。前者の資金は、一度家計に入り、再び町内での消費活動に使われて、誘発効果となる。後者の資金のうち、町内他産業に支払われた部分が間接効果となる。

生産額(直接効果)に対する合計金額(経済波及効果)の倍率は、八千代町内における各々の産業部門の産業連関性の強弱を示している。表B-9の産業部門のうち、中頃に示した第1次産業と第2次産業では概ね倍率が低く、町内の産業連関性が弱い。その中でも、町内産業の主力である繊維業(播州織)と建築・建設業とは、比較的産業連関性が強い。第3次産業は町内の産業連関性が強く、4つの都市農村交流施設もこれと同程度の産業連関性をもっている。

【表B-9 平成9年度版八千代町産業連関表からみた経済波及効果】

| | ① | | | ② | |
|-------------|--------------|----------------|----------------|-------------|------|
| | 生産額 (百万円) | 間接効果額 (百万円) | 誘発効果額 (百万円) | 合計 (百万円) | ②÷① |
| エーデルささゆり | 274.80 | 37.63 | 114.92 | 427.35 | 1.56 |
| エアレーベン八千代 | 110.10 | 22.68 | 54.63 | 187.41 | 1.70 |
| コープふるさと村八千代 | 79.77 | 12.34 | 33.41 | 125.52 | 1.57 |
| フロイデン八千代 | 16.56 | 0.96 | 8.36 | 25.88 | 1.56 |
| 農林(水)産業 | 651.38 | 17.04 | 119.10 | 787.53 | 1.21 |
| 非金属鉱物 | 70.31 | 3.28 | 18.35 | 91.94 | 1.31 |
| 食料品 | 2,286.15 | 244.82 | 508.77 | 3,039.74 | 1.33 |
| 繊維業 | 5,839.05 | 905.18 | 2,171.98 | 8,916.21 | 1.53 |
| 建築・建設 | 1,942.22 | 232.81 | 929.74 | 3,104.78 | 1.60 |
| その他製造業 | 9,466.51 | 245.10 | 2,502.25 | 12,213.86 | 1.29 |
| 公益事業 | 2,677.46 | 164.26 | 1,738.16 | 4,579.88 | 1.71 |
| 商業・金融・不動産 | 1,391.54 | 95.95 | 842.63 | 2,330.11 | 1.67 |
| その他サービス業 | 408.24 | 27.36 | 211.57 | 647.16 | 1.58 |
| 飲食店 | 91.63 | 19.53 | 45.49 | 156.65 | 1.71 |
| 旅館・その他 | 52.00 | 7.32 | 21.75 | 81.07 | 1.56 |
| 分類不明 | 552.49 | 29.87 | 32.61 | 614.97 | 1.11 |
| 合計 | 25,910.22 | 2,066.11 | 9,353.73 | 37,330.06 | 1.44 |

【表B-10 観光客1人と市民農園利用者1組とが八千代町で支出した金額】（単位：円）

| | 日帰り客 | 宿泊客 | 滞在型市民農園利用者 |
|--------------|------------|-----------|-------------|
| コープふるさと村 | 225.83 | 4,737.21 | 8,611.11 |
| エーデルささゆり | 448.70 | 8,032.14 | 19,518.52 |
| フロイデン八千代 | 4.63 | 162.79 | 18,333.33 |
| エアレーベン八千代 | 775.44 | 172.09 | 20,444.44 |
| (マイスター工房八千代) | (1,045.76) | (739.53) | (17,537.04) |
| 飲食店 | 760.19 | 358.19 | 28,851.85 |
| 小売 | 3,242.38 | 334.65 | 30,592.58 |
| 対個人サービス | 136.11 | 161.63 | 222.22 |
| 農業 | 75.69 | 23.26 | 3,407.41 |
| 分類不明 | 652.79 | 369.81 | 4,444.44 |
| 自動車機械修理 | — | — | 3,148.15 |
| 合計 | 7,367.52 | 15,091.30 | 155,111.10 |

（注）産業連関表は平成9年度の試算であり、（マイスター工房八千代）は分析から除外。

3) 交流人口が八千代町に与える経済波及効果

平成9年に八千代町を訪れた交流人口は、日帰り客143千人、宿泊客22千人、フロイデン八千代の利用者60組である。これらの交流人口が、八千代町内で支出した金額は、表B-7と表B-8に示したアンケート調査結果から、再度整理して表B-10に示している。このように、交流人口は都市農村交流施設以外に、町内で様々な消費活動を展開している。このような交流人口の消費活動が、八千代町に与える経済波及効果を、平成9年度版八千代町産業連関表から計算した結果は、表B-11に示されている。

日帰り客、宿泊客、フロイデン八千代の利用者の支出単価に、平成9年度1年間の観光客や利用者の人(組)数を乗じて、都市農村交流施設の観光消費額を計算すると、表B-9の生産額を上回る施設がある。この場合は、定率法で観光消費額を表9の生産額へと調整した。表B-11の合計欄をみると、滞在型市民農園利用者は、531万円の直接効果と、839万円の経済波及効果を八千代町に与えた。日帰り客は、4億9,248万円の直接効果と、7億7,592万円の経済波及効果を与えた。宿泊客は、2億6,036万円の直接効果と、4億375万円の経済波及効果を与えた。これ以外に、フロイデン八千代に支払われた1,656万円の利用料は、2,588万円の経済波及効果を八千代町に与えている(表B-9参照)。

以上、交流人口の経済波及効果をまとめると、次の通りである。

| | | 直接効果(観光消費額) | 経済波及効果(合計) |
|-------|-------|-------------|------------|
| 滞在型市民 | 利用料金 | 1,656万円 | 2,588万円 |
| 農園利用者 | その他消費 | 531万円 | 839万円 |
| 日帰り客 | | 4億9,248万円 | 7億7,592万円 |
| 宿泊客 | | 2億6,036万円 | 4億 375万円 |
| 合 計 | | 7億7,471万円 | 12億1,394万円 |

平成9年度に八千代町を訪れた交流人口は、7億7,471万円の直接効果(観光消費額)をもたらした。この中には、4つの都市農村交流施設での観光消費額4億3,727万円(56.4%)も含まれている。また、交流人口が八千代町に与えた経済波及効果は、12億1,394万円であり、平成9年度の八千代全産業生産額259億円の4.7%に相当する。

【表B-11 交流人口が八千代町に与える経済波及効果】

| | | 観光消費額 (百万円) | 間接効果 (百万円) | 誘発効果 (百万円) | 合計 (百万円) |
|------------|-------------|----------------|---------------|---------------|-------------|
| 滞在型市民農園利用者 | エーデルささゆり | 1.17 | 0.160 | 0.490 | 1.82 |
| | エアレーベン八千代 | 1.17 | 0.240 | 0.578 | 1.98 |
| | コープふるさと村八千代 | 0.30 | 0.047 | 0.126 | 0.47 |
| | フロイデン八千代 | 1.10 | 0.064 | 0.555 | 1.72 |
| | 農林(漁)業 | 0.20 | 0.003 | 0.007 | 0.21 |
| | 商業・金融・不動産 | 0.28 | 0.024 | 0.198 | 0.50 |
| | その他のサービス業 | 0.13 | 0.016 | 0.055 | 0.20 |
| | 飲食店 | 0.69 | 0.147 | 0.343 | 1.18 |
| | 分類不明 | 0.27 | 0.014 | 0.016 | 0.30 |
| | 合計 | 5.31 | 0.72 | 2.37 | 8.39 |

(注) 「表10の滞在型市民農園利用者1組当たり」を60組に掛けた観光消費額を利用

| 日 帰 客 | | 観光消費額 (百万円) | 間接効果 (百万円) | 誘発効果 (百万円) | 合計 (百万円) |
|-------------|-------------|----------------|---------------|---------------|-------------|
| | エーデルささゆり | 64.16 | 8.79 | 26.83 | 99.78 |
| | エアレーベン八千代 | 105.34 | 21.70 | 52.27 | 179.31 |
| | コープふるさと村八千代 | 18.80 | 2.91 | 7.87 | 29.58 |
| | フロイデン八千代 | 0.66 | 0.04 | 0.33 | 1.03 |
| | 農林(漁)業 | 10.82 | 0.18 | 0.38 | 11.38 |
| | 商業・金融・不動産 | 146.85 | 12.28 | 103.38 | 262.51 |
| | その他のサービス業 | 9.17 | 0.53 | 4.63 | 14.32 |
| | 飲食店 | 43.34 | 9.24 | 21.52 | 74.09 |
| | 分類不明 | 93.35 | 5.05 | 5.51 | 103.90 |
| | 合計 | 492.48 | 60.71 | 222.73 | 775.92 |

(注) 「表10の日帰り客1人当り」を平成9年の143千人に掛けた観光消費額を利用

| 宿 泊 客 | | 観光消費額 (百万円) | 間接効果 (百万円) | 誘発効果 (百万円) | 合計 (百万円) |
|-------------|-------------|----------------|---------------|---------------|-------------|
| | エーデルささゆり | 176.71 | 24.20 | 73.90 | 274.80 |
| | エアレーベン八千代 | 3.60 | 0.74 | 1.78 | 6.12 |
| | コープふるさと村八千代 | 60.67 | 9.38 | 25.41 | 95.46 |
| | フロイデン八千代 | 3.59 | 0.21 | 1.81 | 5.61 |
| | 農林(漁)業 | 0.51 | 0.01 | 0.02 | 0.54 |
| | 商業・金融・不動産 | 2.33 | 0.20 | 1.64 | 4.17 |
| | その他のサービス業 | 1.67 | 0.10 | 0.84 | 2.62 |
| | 飲食店 | 3.14 | 0.67 | 1.56 | 5.37 |
| | 分類不明 | 8.14 | 0.44 | 0.48 | 9.06 |
| | 合計 | 260.36 | 35.94 | 107.45 | 403.75 |

(注) 「表10の宿泊客1人当り」を平成9年の22千人に掛けた観光消費額を利用

【参考資料③】

●有識者による二地域居住の見解

「ふるさと情報館」代表取締役 佐藤彰啓氏

① 二地域居住の捉え方

- 『二地域居住＝往来型田舎暮らし』だ。
- 「ビジター」→「ショートステイ(2～3日滞在する)」→「週末田舎暮らし」→「往来形田舎暮らし」→「定住」という流れで捉える必要がある。
- 二地域居住は、都市と農村の交流という取り組みの一環だ。
- 二地域居住だけを取り上げても都市の方々が魅力を感じるようにはならない。
- 都会と農村の間には、現在「深い溝」がある。都会の人は「食」への不安が増大している。生産者と結びつきたい、さらに進んで自分で農産物をつくりたいと思うようになってくる。
- 定年者が、60歳から80歳までの間、残り20年どこで暮らすか、健康的な暮らしをしたいというニーズが強い。都会の人は農山村に対して関心が高まっていて、これはかつてないほどだ。
- 都会の人のニーズに農村側では受け止めきれないので、両者にどう橋をかけるかが非常に大きな課題だ。
- 元々農村社会は、他からの新しい人を受け入れることを前提につくられていなく、極めて自己完結型だ。都会の人が求めているも実際に農村の人自身が着陸する場所がどこにあるのかわからないのが現状だ。だから取り組む意味があるだろうと思う。
- 市民農園からの流れと二地域居住や田舎暮らし、定住からの流れは、若干違うような気がする。マーケットとして考えると、田舎暮らしをしたい人は、必ずしも農園をしたいと思っていないとは限らない。

② 茨城県の可能性

- 茨城県は「大都市圏に最も近い農村」が最大の魅力だ。
- ただ、茨城は緑が豊ですごく良い地域だが、長野、山梨が今は吸引力があるので、少し陰が薄くなってしまっている。
- 例えば八郷町では、農業も盛んで、都会の生協とも長い歴史的なつきあいもあり、農協も都会からの新規就農者を積極的に受け入れている。新規の人は経営的な感覚で農業を行うので、地元の農業者に良い影響を与えている。農業そのものがあってこそ好んで移り住んでいる。
- 茨城県全体でも農業が盛んであり、都会の人々が求めるものを備えていて有利であり、二地域居住に適しているのではないかと。
- 都会のサラリーマンは条件が良ければ将来田舎に移り住みたいと考えている。だが、その中でも実際にできる人は5%あるかどうかだ。大きな要因としてあるのが、①経済的な問題、②家族の同意の問題、である。
- 「往来型」であれば、移り住む訳ではなく、都会に拠点を持ちながら田舎にも拠点をもつことなので妻や家族の理解も得やすいのではないかと。
- 一千万円くらいで実現できる往来型のパターンに非常に大きな需要があると考えてい

る。茨城県は、その可能性を大いに秘めている。

- 首都圏の大マーケットに対して、もっとも近場で、一番受け皿のつくれるところが茨城県だ。現在は受け皿がないから、通過して福島や栃木に行ってしまう。

③ 滞在先の「田舎暮らし向きの物件」

- 田舎暮らし向きの物件は非常に難しい。同一の市町村内においても過疎、過密の問題があり、町の中心部(役場のそば)に人が集まり、地元の人にも利便性のある所に住みたいというニーズがある。その周辺(車で10分、15分行ったところ)では、地元の人々のニーズがなく、実際には土地が荒れてしまっているがこちらの物件に都会の人のニーズが高い。しかし地元の不動産屋では売れないので、扱っていない。
- 現状で取り扱っている物件は、利便性の良い地域で、都会の人にとってみれば逆に魅力がなくなっている。「田舎暮らし、二地域居住向きの地元のエリア」が理解されていない。
- 都会の人のニーズを把握していないことが、両者の深い「溝」になっていて、都会の人が何を求めているかを的確に把握することが大事だ。このようなことが受け皿づくりがすすまない一つの要因でもあるのではないか。
- 田舎で過ごしたいといった人の中で、自分の生まれ育った地域に戻る人は、長男とかごくわずかしかおらず、実際はIターンが多いようだ。
- 農村では祖先の土地を、手放す、貸すのは難しい。その構造を変えなければ先に進まない。
- 知らない人には貸したくないし、借地借家法では、修繕費は家主にあるのが前提で、借り主が強くなっている。ただ、お盆・お正月だけは泊まれますとか、契約方法を考えなおせば可能ではないか。
- 一番のネックは家賃だ。農家の空き家では2~3万円が相場だ。貸し主負担では修繕することもできない。ここが大きな壁だ。修理代は借り主が持ち、これが15年分の家賃に該当する、というような新しい考え方を導入しないとできない。
- しかし、修繕して良くなると、今度は借り主を追い出しにかかってしまうというトラブルも現実には多い。
- 今の農家の空き家は、困っているから同情と哀れみで貸しているのが現状。これをどう改善していくかが課題だ。
- 空き家が、即使えるものは少ない。
- 現在、都会の住宅を賃貸で貸して、その収入で農家の空き家を借りる方式をおすすめしている。

④ 行政としての支援

- 県として一律に全体をどうするかは、地域性もあり難しいと思う。
- 市町村などでやろうというところに手を挙げてもらい、研究会などをしていくことから始めていくのが良いのではないか。その研究会に対して集中的に情報提供していくことなど予算がなくてもできることがある。
- 行政が、都会から人を呼び込むことで地域を活性化させるという一つの方針をしっかりと立ち立てなければならない。農村は閉鎖的で警戒心が強いが、都会の人間も善人とは限らないので難しいことはあるが、行政が受け入れようとする姿勢がないと地元の住民はその気になってこない。このような意味でも行政が取り組む意味がある。

- 実際に都会の人が移り住む場所は集落だ。行政の中に集落の自治がある。集落は江戸時代でいうムラだ。
- 今の行政区はその連合体みたいなもので、移り住むのは古くからの集落なのでそのあたりのギャップがすごくあり、様々なトラブルが起きているのが現状。これは都会の人が集落の構造をよく知らないことから起きる。これらを説明するのは行政の責任だ。受入を考える場合、都会の人へのメッセージをしっかりとつくるべきだ。生活上の問題、住民自治の問題などについてのパンフレットをつくるべきだ。それによりずいぶんトラブルが減る。
- それぞれ移り住んだ人がどれくらいいるのか把握も必要だが、まずは、移り住んだ人の話を聞いて欲しい。そこが好きで移り住んだので、外の目から見て、そこの良さもよく知っている。どうすればもっとこの地域をPRできるかについても知っている。それを踏まえ受け入れ態勢を作っていくための様々な取り組みを行政がやればいい。
- 都会の人の相談窓口の一本化、窓口を設けることも必要だ。窓口を設けると、空き家・物件の紹介とか短絡的に考えがちだが、行政主体で事業化するのには難しく、なかなかうまくいかない。空き家はどんなルートであれ自分で見つけるようにした方がうまくいくかもしれない。
- 現在では様々な相談に応じてもらえる窓口がないのが現状だ。
- 行政は、何のために二地域居住や定住促進するのか、その目的の明確化が必要だ。よそから人を呼んで、何になるのかという住民からの反発はある。総合的な施策の位置づけで進める必要がある。
- まず、ムラから出ていった人に「ふるさとに戻っておいで」といった運動に取り組むこともよいことだ。定年になったら戻ってこいという呼びかけをまずすべきだ。次に、そのムラやマチに住む若者達がずっと住み続けられる環境をどうつくるか、柱としてしておく必要がある。最後に、新しい人達を呼び込んでいく、という3本柱なのではないか。
- 行政が面倒をみますということは必要ではなく、やろうという意欲をもたせ、自己責任を明確化すべきだ。
- 来る人を選ぶ権利も農村側にもあるはず。どういう人達に来てもらいたいかということをしっかり持つておく必要がある。
- まず都会の人の入口は県だ。県として都会の人達へのメッセージが必要だ。
- クラインガルテンは、一般化しないのではないかと。補助金でつくったので、メンテナンスと契約年数がある。最初に入った人達は最初だから地域とうまくいっていたが、メンテナンスも受益者負担にして市民農園法の問題とも絡んで、改革していかないと、永続的な定着が望めないだろう。
- 町としてやる場合には町営住宅、村営住宅に準じた考え方もとれてくるのでは。目先のことだけを考えるのではなく、長期的な展望をもってやれば可能性がある。
- 地方自身がどうやっていくかを自ら力をつけてこないと、補助金だけでは永続性・一般性がなくなってくる。しかし、一般の企業がやろうとしても、地元の企業は動かない。
- また田舎暮らしには災害のリスクもあることを忘れてはならない。
- 都会の人は田舎を不便なところだと思ってる。でも実際は田舎は車さえあればこんな快適なところはない。不便なイメージでそれが知らされていないだけだ。田舎のもつ豊かさのメッセージを送ってあげればいい。

茨城県における二地域居住の促進に関する調査ワーキング会議 メンバー

| | | |
|-------------------|-------|-------|
| 財団法人グリーンふるさと振興機構 | 事務局長 | 長須 喜一 |
| 北茨城市企画政策課 | 課長 | 蛭田 恵 |
| | 課長補佐 | 阿部 幸治 |
| 笠間市秘書企画課 | 課長 | 岡井 俊博 |
| | 課長補佐 | 山田 千宏 |
| 茨城県企画部地域計画課 | 係長 | 小堆 洋治 |
| 茨城県農林水産部農村環境課 | 主査 | 中井川真澄 |
| 茨城県企画部企画課 | 主任企画員 | 服部 隆全 |
| | 企画員 | 杉山 順彦 |
| | 主事 | 秦 健宏 |
| 財団法人都市農山漁村交流活性化機構 | 事務局長 | 日野 昭男 |
| | 参事 | 畠山 徹 |
| | 副調査役 | 平井 慎也 |